

厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス等事業者における統一的な
経営実態把握に関する調査研究
報 告 書

平成31年3月
三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

<目 次>

1 事業要旨	1
2 事業の目的	2
3 事業概要	3
(1) 「情報公表システム」データ登録状況の分析	3
(2) 会計情報に関する事業者の現状把握	4
(3) 経営実態情報の把握における課題の整理	4
(4) プロセス・手法、マニュアル・ツールの検討	4
4 調査結果	5
(1) 「情報公表システム」データ登録状況の分析	5
① 財務諸表情報の登録数把握	5
② 登録されている財務諸表の状況把握	7
(2) 会計情報に関する事業者調査結果	9
① 法人の実施している障害福祉サービス等	9
② 法人の会計の状況、事業所の状況等	10
③ 収益額の把握状況	14
④ 費用額の把握状況	15
⑤ 区分会計の状況	19
(3) 調査結果をふまえた課題の整理	24
① 会計情報の入手について	24
② 区分会計について	24
③ その他	25
(4) プロセス・手法、マニュアル・ツールの検討	26
① 経営実態情報の収集	26
② 情報の加工・処理	26
③ 情報加工・処理マニュアル・ツールの考え方	29
5 参考資料（調査票）	33

1 事業要旨

- 本事業では、障害福祉サービス等事業所の「情報公表システム」の運用が開始され、そこに財務諸表など経営情報も登録されるようになったこと等をふまえ、障害福祉サービス等事業所の経営実態情報の把握に向け、「情報公表システム」のデータ等の活用や、法人の会計実態等における課題を明らかにするとともに、課題をふまえた適切な情報把握のプロセスや手法、マニュアル・ツールの整備等について検討を行った。調査は、「情報公表システム」への経営実態情報の登録状況に関する分析、障害福祉サービス等を提供する法人の会計等の実態を把握するための調査票調査などを中心として実施した。

- 本事業の実施により、以下の状況が明らかになった。

- 障害福祉サービス等事業所の「情報公表システム」においては、財務諸表など経営実態情報の登録のしくみはあるものの、現時点で登録割合は低い状況であり、必要な情報を十分に入手することは難しい。
- 「情報公表システム」の登録情報は、多くが法人単位の財務諸表となっており、サービス単位の情報の登録はほとんどない。登録情報のみからサービス単位で経営実態把握を行うことは難しい。
- 障害福祉サービス等の複数サービスを実施している法人が多いが、法人内の会計において、サービス単位で収支データを把握することが難しいという法人も多い。
- 何らかの区分会計を行っている法人では、人件費などの費用は会計区分間に配分されているが、費用の配分方法は法人によってさまざまである。また、繰入金処理など区分会計間の収支調整も、法人によって考え方が異なっており、その配分や調整の方法により、サービス単位での収支に大きな違いの生じる可能性がある。

- これらの状況をふまえると、「情報公表システム」の登録情報の活用のみでは、障害福祉サービス等事業所の経営実態情報の把握は難しく、情報収集及び加工・処理の各プロセスで取り組みが必要となることが明らかになった。
- こうした課題をふまえ、サービス単位で収支データを把握するためのポイントについて検討するとともに、加工・処理のためのマニュアル・ツールについて、計算手順などの検討を行った。

2 事業の目的

障害福祉サービス等が事業として適切に運営されるためには、その収支のバランスが適切であることが重要である。そのため、サービスの報酬改定等の検討にあたっては、サービスの収支差率など、経営実態の情報が参考データとして活用されている。

こうした経営実態の情報は、従来は「経営実態調査」等の標本調査により収集されており、これらは必要な調査精度をふまえた調査設計のもとで実施されているが、一部、事業所数の少ないサービス等では調査精度を確保することが難しい点、また、規模の大きな調査で事業者にかかる回答負担の大きい点など、いくつかの課題を有している。

一方、平成30年度より、障害福祉サービス等の「情報公表システム」が稼働し、その中で、障害福祉サービス等の全事業所が財務諸表を登録する仕組みが設けられている。そこで、これらの情報を活用し、経営実態の情報を導出する方策を検討することは、上記調査の補完・代替等の観点も含めて有用であると考えられる。

しかしながら、障害福祉サービス等の事業者は法人形態が多岐に渡り、それぞれ会計基準が異なっていることや、会計の区分も、複数サービスを実施している事業者で、法人単位のみで会計の場合、サービス単位で会計を行っている場合など、さまざまである。また、サービス単位で会計を行っていても、公表は法人単位のみという事業者も少なくない。「情報公表システム」のデータを活用して経営実態の情報を作成するためには、登録情報の内容を精査し、一定の工夫のもとで必要なプロセスや手法を検討していく必要があるものと考えられる。

本調査研究は、上記の認識等をふまえ、「情報公表システム」等の情報を活用した障害福祉サービス等の経営実態把握における課題を明らかにするとともに、課題をふまえた適切な情報把握のプロセスや手法、マニュアル・ツールの整備等について検討することを目的として実施した。

3 事業概要

(1) 「情報公表システム」データ登録状況の分析

平成30年度より運用が開始された障害福祉サービス等の「情報公表システム」にエントリーされた情報から、経営実態の情報を導出することを検討するため、「情報公表システム」へのデータ登録状況について確認・分析を行った。サービスの報酬はサービス別で設定されていることから、収支など経営実態の情報も、基本的にはサービス単位のデータが必要となる。「情報公表システム」では、財務諸表をPDFファイル等で登録することになっているが、会計情報がサービス単位で掲載されているものは少ないものと想定されるため、法人種別等での情報掲載の状況などを把握するための分析を行った。

分析を行うにあたっては、「情報公表システム」の登録データを利用した。なお、当該データについては、厚生労働省より提供を受けた。

●財務諸表情報の登録数把握

「情報公表システム」の登録事業所のうち、財務諸表のPDFファイル等を登録している件数（登録率）などの分析を行った。「情報公表システム」の登録データを用いて集計を行った。

●登録されている財務諸表の状況把握

「情報公表システム」に、実際にどのような財務諸表のデータが登録されているかを確認するための調査を行った。「情報公表システム」に財務諸表情報を登録している事業所から、無作為に100事業所を抽出し、「情報公表システム」から実際に財務諸表のPDFファイル等をダウンロードして、個別にその内容を確認した。抽出事業所の法人種別の内訳は以下の通りである。

法人種別	抽出数
地方公共団体	1
社会福祉法人	40
医療法人	3
営利法人	28
特定非営利活動法人（NPO）	22
独立行政法人	1
その他の法人	5
合計	100

(2) 会計情報に関する事業者の現状把握

会計情報については、公表する財務諸表の情報とは別に、法人内部で事業所単位、サービス単位の管理会計を行っている場合もある。「経営実態調査」等の調査票調査では、こうした法人内部の情報も利用して回答を求めることも想定されている。経営実態の情報精度を高めていくうえで、法人内部の経理の状況を把握することが重要となるため、障害福祉サービス等を提供する法人を対象に、アンケート調査を実施した。調査概要は以下の通りである。なお、調査対象の抽出にあたっては、厚生労働省より提供を受けた母集団リストを利用した。

調査対象	・ 障害福祉サービス等を提供する法人 ・ 法人種別に 2,500 法人を無作為抽出					
調査方法	・ 郵送留置郵送回収法（アンケート調査票方式）					
調査期間	・ 平成 31 年 1 月～2 月					
主な調査項目	・ 会計に関する基本情報（会計基準、決算期間、法人の事業所数など） ・ 実施している会計区分（事業所単位、サービス単位） ・ 法人内部での財務情報把握の難易度（事業所単位、サービス単位の収入・支出別） ・ 区分会計の方法、区分会計情報の利用範囲 等					
回収状況						
	発送数	未達数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
	2,500	45	1,129	46.0%	1,091	44.4%

※有効回答数は、回収数から休止・廃止事業所票や記入不備票などの数を除いたものである

(3) 経営実態情報の把握における課題の整理

上記の現状分析結果をふまえ、経営実態情報の把握に向け、不足している情報や精度を高める必要のある情報、情報収集・加工プロセスでの留意点など、課題と考えられる事項の洗い出しを行った。

(4) プロセス・手法、マニュアル・ツールの検討

課題をふまえ、経営実態情報の把握に関し、データ収集・加工におけるプロセスの検討を行うとともに、データ処理フローの整理、必要なデータ処理を行うためのマニュアル・ツールについて検討を行った。

4 調査結果

(1) 「情報公表システム」データ登録状況の分析

①財務諸表情報の登録数把握

障害福祉サービス等の「情報公表システム」における、平成30年12月時点での財務諸表情報の登録状況は以下の通りである。システムの登録事業所数は全体で90,079事業所、うち、損益計算書（事業活動計算書等）は26,267事業所が登録をしており、登録率は29.2%となっている。また、キャッシュフロー計算書（資金収支計算書等）の登録率は20.8%、バランスシート（貸借対照表）の登録率は28.2%である。

法人種別で登録状況を見ると、損益計算書については、特定非営利活動法人が47.5%と最も高い割合である。法人種別で多くを占める社会福祉法人と営利法人については、それぞれ24.3%、24.4%となっている。システムの運用は開始されてまだ日も浅いため、今後、登録数は増えていくものと想定されるが、現時点では、財務諸表情報の登録は少ない状況であることがわかる。

図表 1 「情報公表システム」への財務諸表登録状況

	登録数	損益計算書	キャッシュフロー 計算書	バランスシート
地方公共団体	1,630	200	197	188
社会福祉協議会	4,275	1,037	1,025	1,004
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	33,954	9,368	9,271	9,252
医療法人	2,589	762	329	668
営利法人	31,069	7,571	4,236	7,098
特定非営利活動法人	12,329	5,854	2,853	5,855
民法法人（社団法人又は財団法人）	3,118	995	478	926
その他	1,115	480	370	434
合計	90,079	26,267	18,759	25,425

（登録率）

	登録数	損益計算書	キャッシュフロー 計算書	バランスシート
地方公共団体	1,630	12.3%	12.1%	11.5%
社会福祉協議会	4,275	24.3%	24.0%	23.5%
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	33,954	27.6%	27.3%	27.2%
医療法人	2,589	29.4%	12.7%	25.8%
営利法人	31,069	24.4%	13.6%	22.8%
特定非営利活動法人	12,329	47.5%	23.1%	47.5%
民法法人（社団法人又は財団法人）	3,118	31.9%	15.3%	29.7%
その他	1,115	43.0%	33.2%	38.9%
合計	90,079	29.2%	20.8%	28.2%

サービス種別で損益計算書の登録状況を見ると、登録率が3割前後のサービスが多くなっている。最も登録率の高いサービスは就労継続支援A型で40.7%となっている。サービス別に財務諸表情報を把握する場合においても、いずれのサービスも現状では登録が少ない状況である。

図表 2 「情報公表システム」への損益計算書登録状況(サービス別)

	登録数	損益計算書	損益計算書の登録率
居宅介護	12,377	3,127	25.3%
重度訪問介護	10,835	2,718	25.1%
同行援護	4,524	1,202	26.6%
行動援護	1,435	419	29.2%
療養介護	192	70	36.5%
生活介護	6,802	2,182	32.1%
短期入所	3,869	1,145	29.6%
重度障害者等包括支援	13	2	15.4%
施設入所支援	1,960	627	32.0%
共同生活援助	5,958	1,837	30.8%
自立生活援助	64	11	17.2%
自立訓練（機能訓練）	123	24	19.5%
自立訓練（生活訓練）	829	243	29.3%
宿泊型自立訓練	167	55	32.9%
就労移行支援	2,339	747	31.9%
就労継続支援A型	2,360	961	40.7%
就労継続支援B型	8,266	2,777	33.6%
就労定着支援	213	41	19.2%
計画相談支援	6,099	1,666	27.3%
地域相談支援（地域移行支援）	2,178	557	25.6%
地域相談支援（地域定着支援）	2,074	520	25.1%
障害児相談支援	3,964	1,066	26.9%
児童発達支援	4,390	1,363	31.0%
医療型児童発達支援	71	9	12.7%
放課後等デイサービス	7,872	2,577	32.7%
居宅訪問型児童発達支援	24	9	37.5%
保育所等訪問支援	770	216	28.1%
福祉型障害児入所施設	168	46	27.4%
医療型障害児入所施設	143	50	35.0%

②登録されている財務諸表の状況把握

システムに登録されている事業所から無作為に100事業所を抽出し、財務諸表の登録状況を個別に確認したうえで、集計・分析を行った。

抽出事業所において、システムに登録されていた財務諸表のPDFファイル等の件数は、合計で289件だった。そのうち、損益計算書に該当するものは266件であり、この中には、法人全体の損益計算書と、拠点区分（事業所別）など、区分会計の損益計算書が含まれている。事業所単位やサービス単位など、細かい単位での財務状況を把握するには、できるだけ細かい区分で財務諸表が提供されていることが望ましいが、区分会計の損益計算書は266件中、200件となっている。

1事業所あたりの平均書類数として見ると、全体平均では1事業所あたり2.9件の財務書類が登録されており、うち、損益計算書は2.7件、区分会計の損益計算書は2.0件である。法人種別では社会福祉法人の財務書類数が多くなっているが、これは、社会福祉法人については社会福祉法人会計基準で事業区分・拠点区分の会計書類作成が規定されていること、また、別に「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に財務諸表一式が登録されていることから、区分会計書類が「情報公表システム」にも登録されているものと考えられる。

図表 3 「情報公表システム」登録書類の抽出分析

法人種別	抽出事業所数	登録されている 財務書類の数	うち、損益計算 書の数	うち、事業所等 の区分における 損益計算書
地方公共団体	1	1	1	1
社会福祉法人	40	213	209	196
医療法人	3	3	2	1
営利法人	28	35	28	0
特定非営利活動法人（NPO）	22	28	20	1
独立行政法人	1	1	1	1
その他の法人	5	8	5	0
合計	100	289	266	200

図表 4 「情報公表システム」登録書類の抽出分析（1事業所あたりの平均書類数）

法人種別	抽出事業所数	登録されている 財務書類の数	うち、損益計算 書の数	うち、事業所等 の区分における 損益計算書
地方公共団体	1	1.0	1.0	1.0
社会福祉法人	40	5.3	5.2	4.9
医療法人	3	1.0	0.7	0.3
営利法人	28	1.3	1.0	0.0
特定非営利活動法人（NPO）	22	1.3	0.9	0.0
独立行政法人	1	1.0	1.0	1.0
その他の法人	5	1.6	1.0	0.0
合計	100	2.9	2.7	2.0

損益計算書の登録状況について見ると、抽出事業所100事業所のうち、法人全体の損益計算書のみの登録が66事業所、区分会計の損益計算書も登録が34事業所となっており、区分会計の登録率は34.0%である。

法人種別では、社会福祉法人等は、区分会計の損益計算書を登録している割合が高いが、営利法人ではすべて法人全体の損益計算書のみにとなっており、区分会計の登録はなかった。NPO法人も区分会計の登録は少ない状況であり、これらの法人については、複数事業を実施している場合、事業所単位やサービス単位など、細かい単位での財務状況を、登録書類のみから把握することは難しいと考えられる。

なお、社会福祉法人は、区分会計の損益計算書を登録している割合が高くなっているが、登録書類はほとんどが拠点区分の書類である。各拠点で複数事業を実施している場合は上記と同じ状況となり、登録書類のみから、拠点よりもさらに細かいサービス単位などの財務状況を把握することは困難と思われる。

図表 5 「情報公表システム」登録書類の抽出分析(損益計算書の登録状況)

法人種別	抽出事業所数	うち、法人全体の 損益計算書のみの 事業所	うち、区分会計の 損益計算書も登 録している事業所	区分会計の損益 計算書も登録して いる事業所の割合
地方公共団体	1	0	1	100.0%
社会福祉法人	40	13	27	67.5%
医療法人	3	1	2	66.7%
営利法人	28	28	0	0.0%
特定非営利活動法人（NPO）	22	19	3	13.6%
独立行政法人	1	0	1	100.0%
その他の法人	5	5	0	0.0%
合計	100	66	34	34.0%

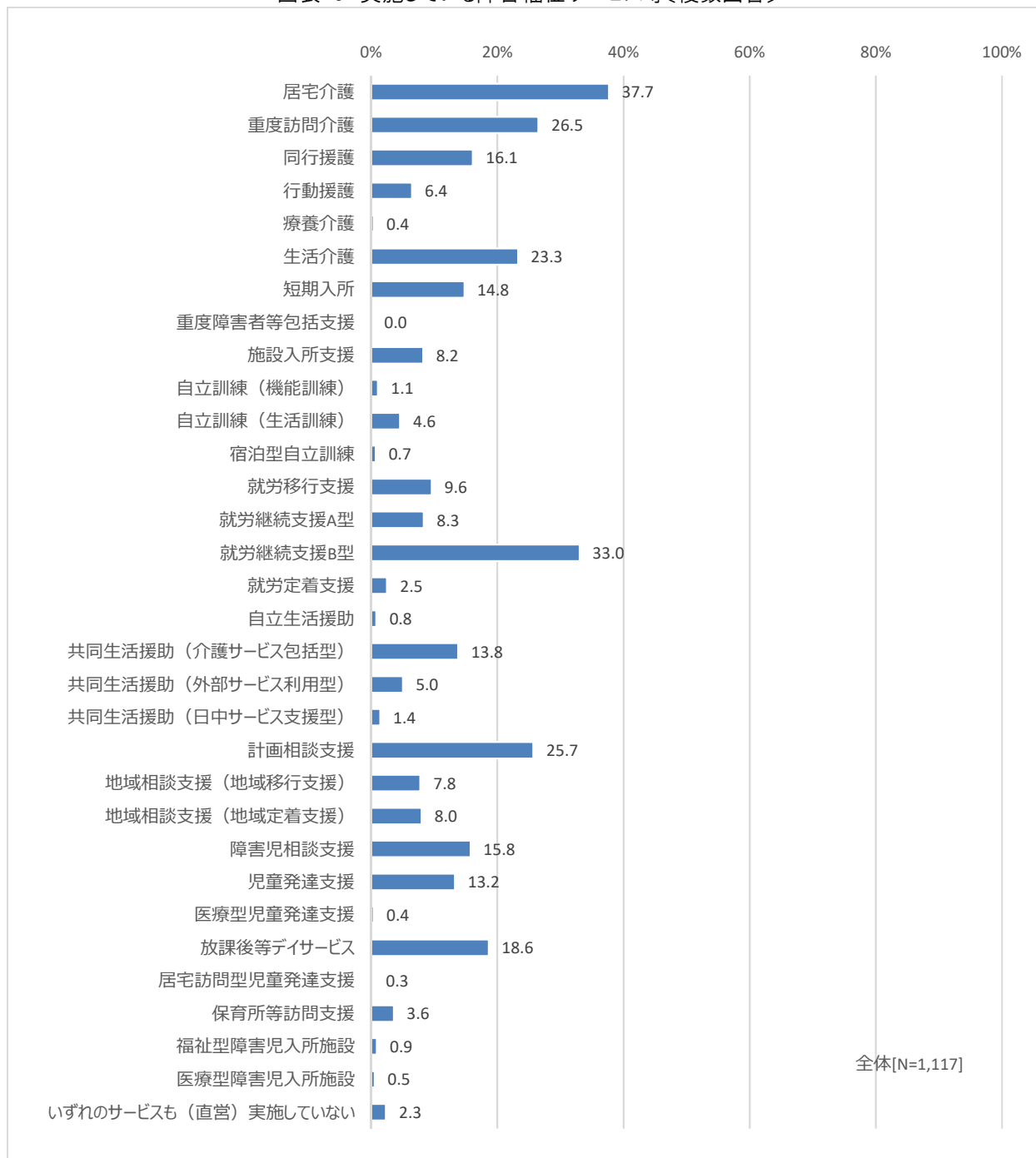
(2) 会計情報に関する事業者調査結果

①法人の実施している障害福祉サービス等

実施している障害福祉サービス等

「居宅介護」が37.7%と最も多く、次いで、「就労継続支援B型」が33.0%、「重度訪問介護」が26.5%、「計画相談支援」が25.7%、「生活介護」が23.3%等となっている。なお、「いずれのサービスも（直営）実施していない」は2.3%だった。（以降はサービスを実施していない法人を除いた集計）

図表 6 実施している障害福祉サービス等〔複数回答〕

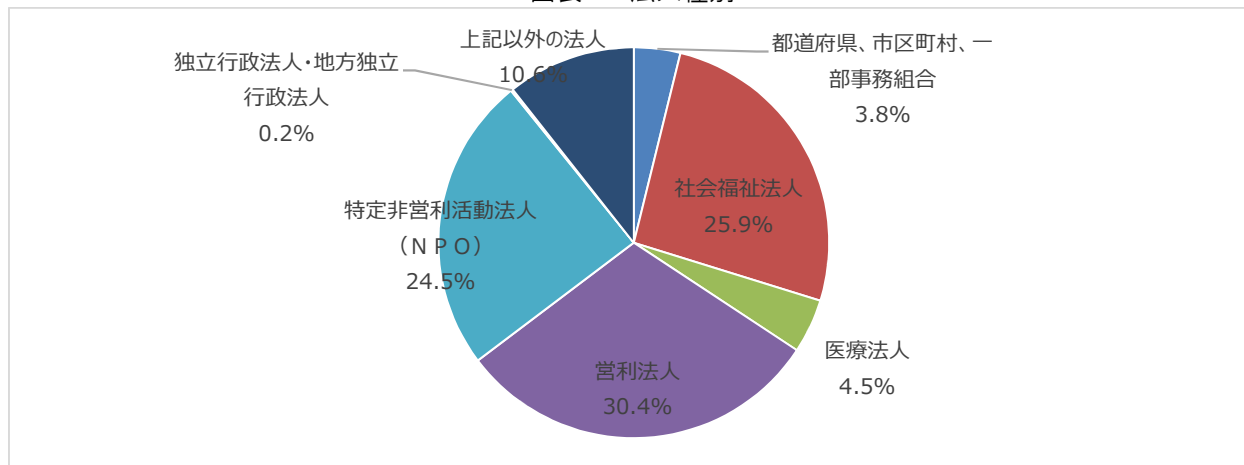


②法人の会計の状況、事業所の状況等

法人種別

法人種別は、「営利法人」が30.4%と最も多く、次いで、「社会福祉法人」が25.9%、「特定非営利活動法人（NPO）」が24.5%等となっている。

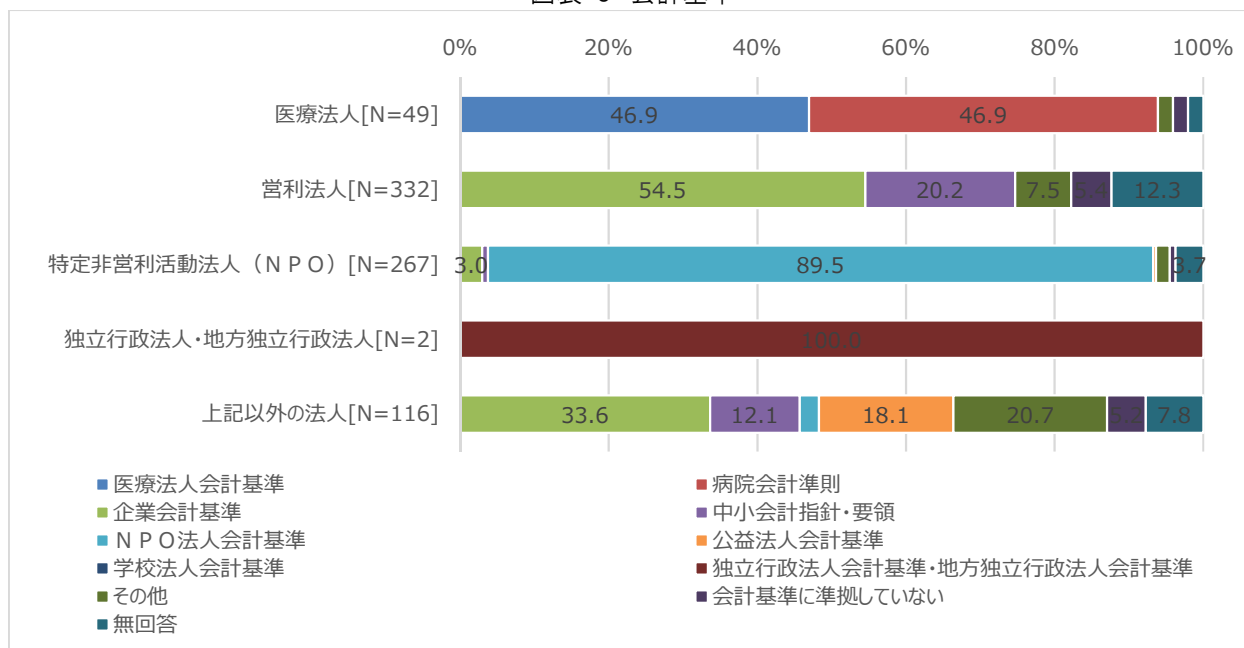
図表 7 法人種別



会計基準

「都道府県、市区町村、一部事務組合」と「社会福祉法人」以外の法人に、準拠する会計基準を聞いたところ、以下のようにになっている。おおむね、各法人種別に応じた会計基準が用いられている。

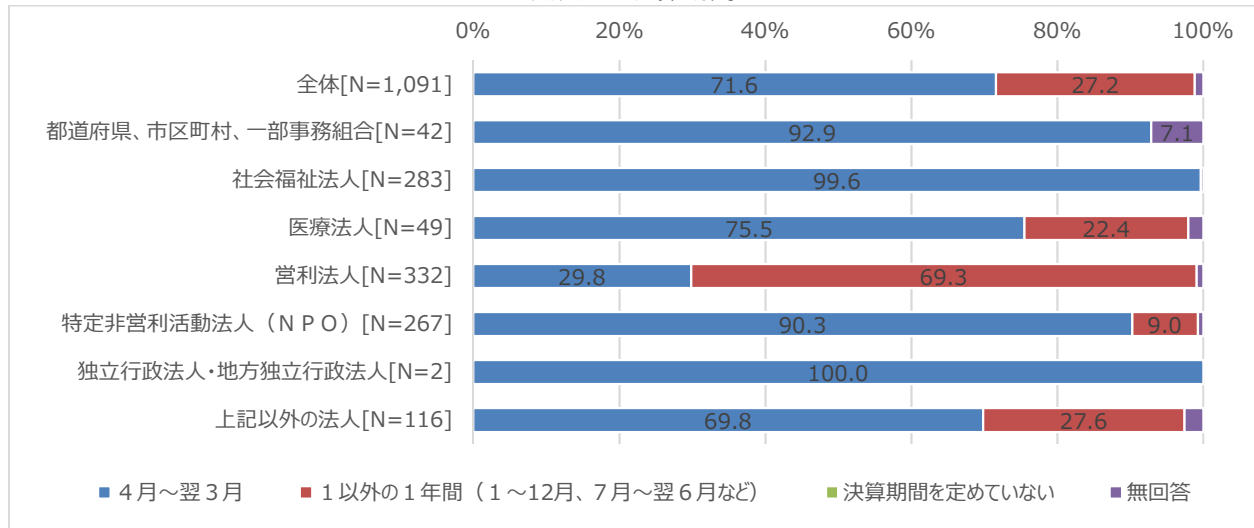
図表 8 会計基準



決算期間

決算の期間は、「4月～翌3月」が71.6%、「1以外の1年間（1～12月、7月～翌6月など）」が27.2%となっている。法人種別で見ると、営利法人の場合、「4月～翌3月」ではない決算期間が多くなっている。

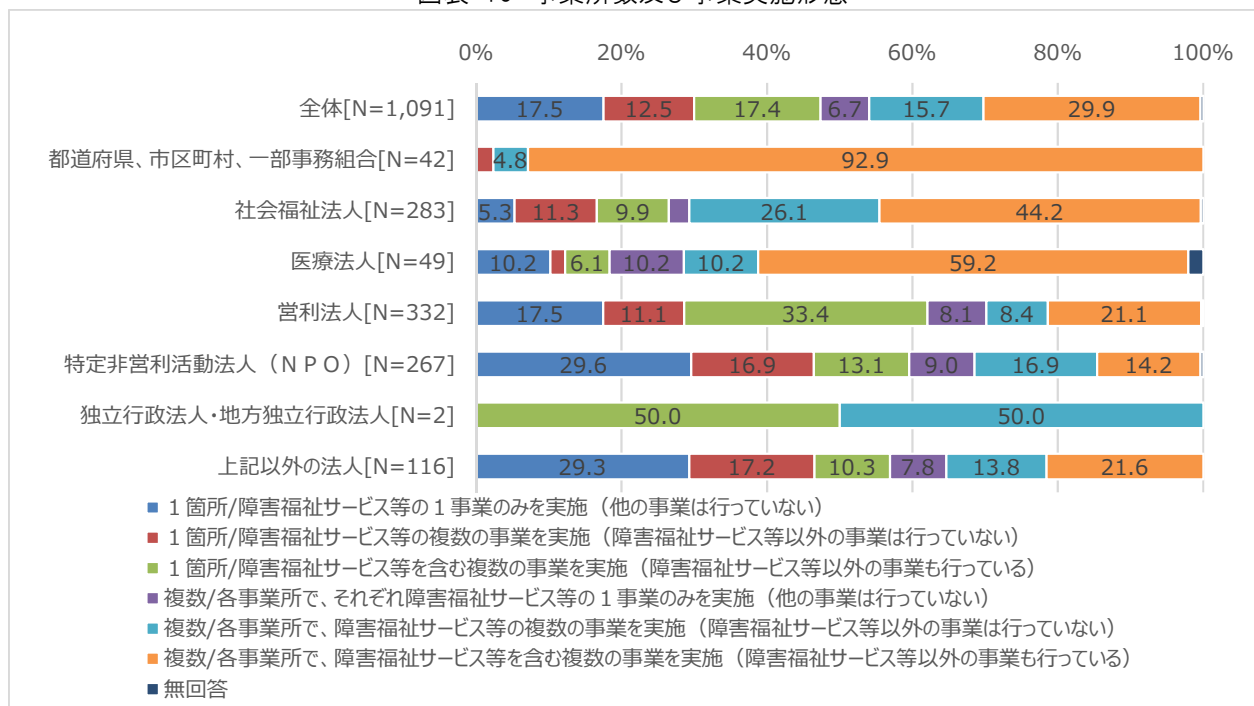
図表 9 決算期間



事業所数及び事業実施形態

法人の事業所数及び事業実施形態については、事業所数が「複数」で、「各事業所で、障害福祉サービス等を含む複数の事業を実施（障害福祉サービス等以外の事業も行っている）」が29.9%と最も多く、次いで、事業所数が「1箇所」で「障害福祉サービス等の1事業のみを実施（他の事業は行っていない）」が17.5%、「1箇所」で「障害福祉サービス等を含む複数の事業を実施（障害福祉サービス等以外の事業も行っている）」が17.4%等となっている。法人種別では、「特定非営利活動法人」で、「1箇所」「障害福祉サービス等の1事業のみを実施（他の事業は行っていない）」という法人が比較的多い。

図表 10 事業所数及び事業実施形態



事業所が複数の法人に、事業所数を聞いたところ、平均で6.1箇所、うち、障害福祉サービス等を実施している事業所数は3.5箇所となっている。

図表 11 事業所が複数の場合の事業所数

平均値	法人の全事業所数(箇所)	うち、障害福祉サービス等を実施している事業所数(箇所)
全体[N=536]	6.1	3.5
都道府県、市区町村、一部事務組合[N=16]	7.5	2.6
社会福祉法人[N=206]	7.9	4.6
医療法人[N=39]	8.2	2.8
営利法人[N=122]	4.5	2.5
特定非営利活動法人（NPO）[N=105]	3.7	2.9
独立行政法人・地方独立行政法人[N=1]	13.0	12.0
上記以外の法人[N=47]	4.6	2.7

障害福祉サービス等の事業所番号登録件数

法人における、障害福祉サービス等の事業所番号の登録件数は、平均で2.9件となっている。

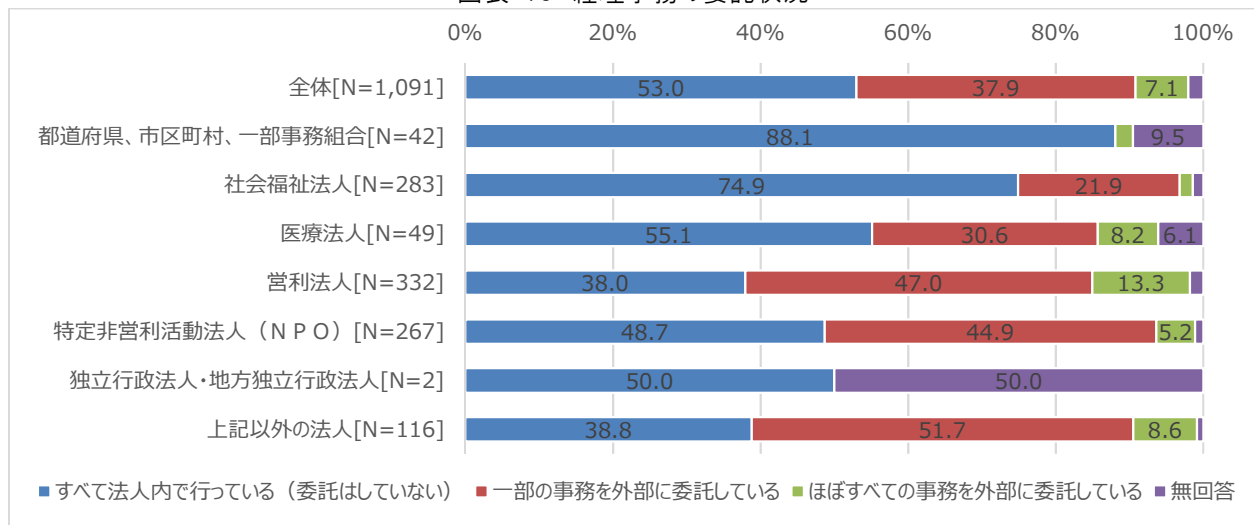
図表 12 事業所番号の登録件数(件)

平均値	事業所番号の登録件数(件)
全体[N=1,051]	2.9
都道府県、市区町村、一部事務組合[N=37]	3.1
社会福祉法人[N=280]	5.0
医療法人[N=46]	2.9
営利法人[N=316]	2.1
特定非営利活動法人（NPO）[N=259]	2.1
独立行政法人・地方独立行政法人[N=2]	5.5
上記以外の法人[N=111]	2.1

経理事務の委託状況

法人の経理事務の委託状況は、「すべて法人内で行っている（委託はしていない）」が53.0%と半数以上で、「一部の事務を外部に委託している」が37.9%、「ほぼすべての事務を外部に委託している」が7.1%となっている。

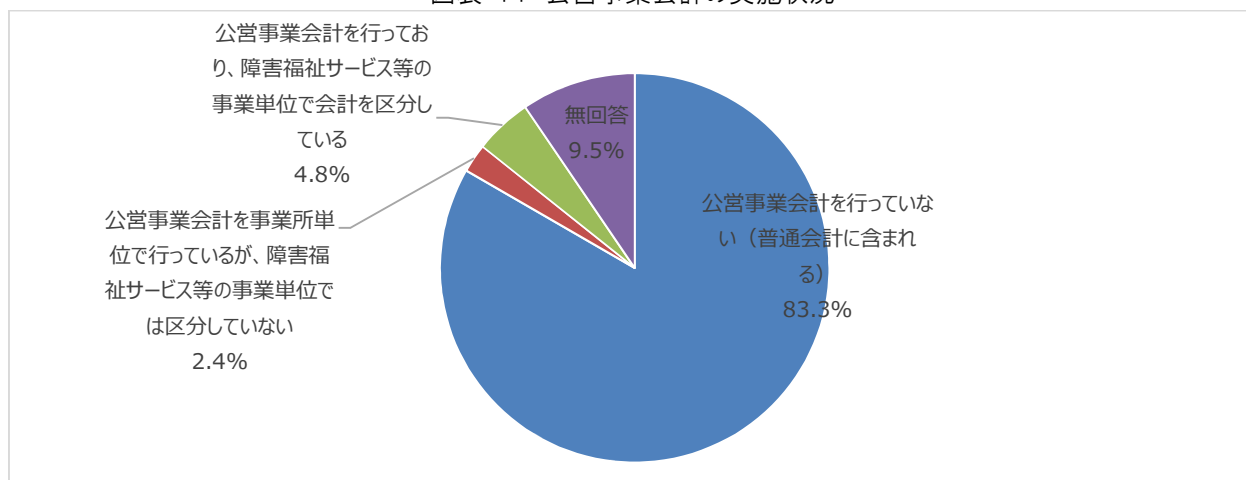
図表 13 経理事務の委託状況



公営事業会計の実施状況

都道府県、市区町村、一部事務組合に、公営事業会計の実施状況を聞いたところ、「公営事業会計を行っていない（普通会計に含まれる）」が83.3%と多くを占めている。

図表 14 公営事業会計の実施状況

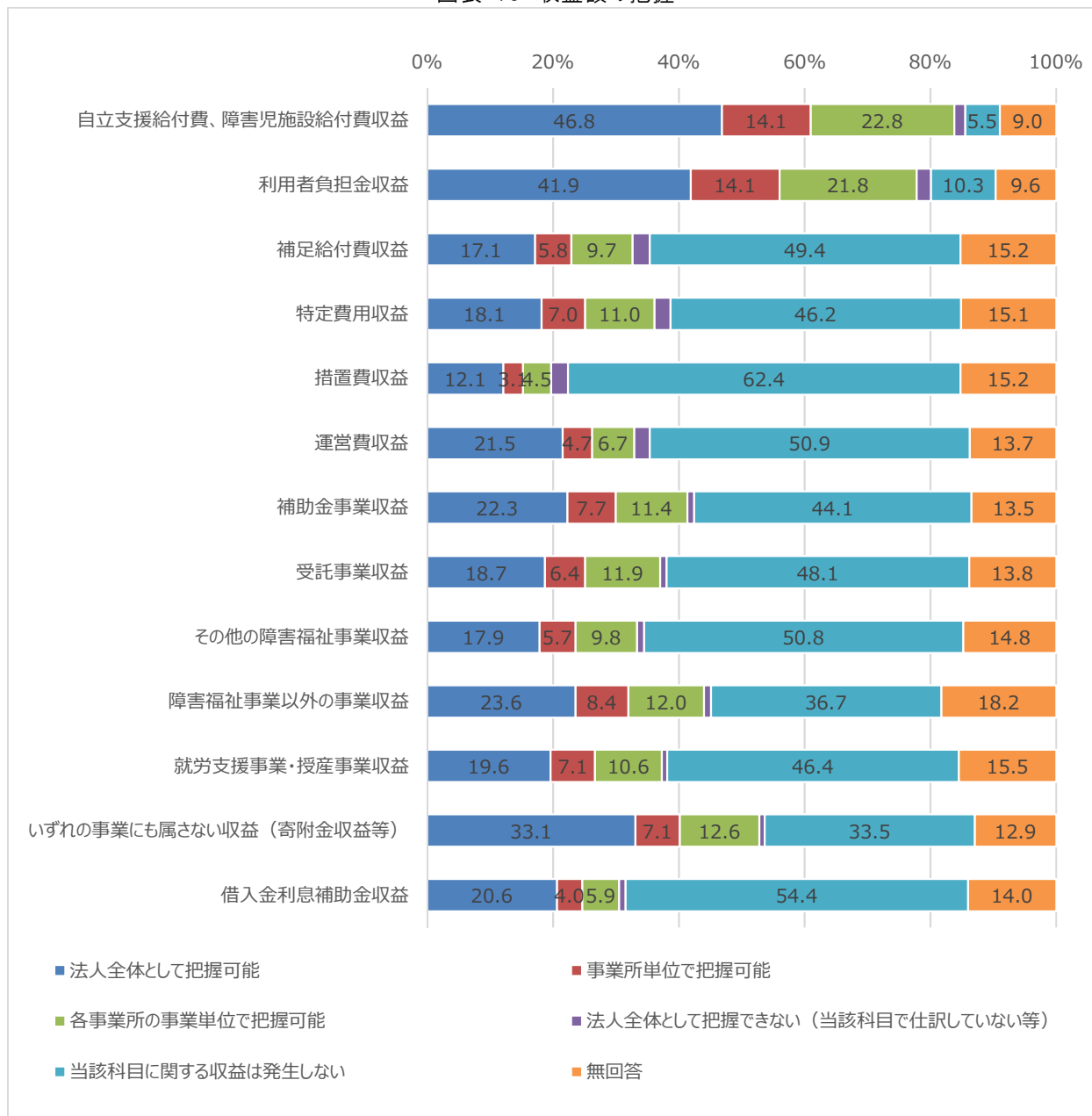


③収益額の把握状況

収益額の把握

障害福祉サービス等の収益も含む、収益に関する経理の状況を聞いたところ、「自立支援給付費、障害児施設給付費収益」と「利用者負担金収益」については、「法人全体で把握可能」とするところが4～5割である一方、「各事業所の事業単位で把握可能」とするところは約2割となっている。

図表 15 収益額の把握

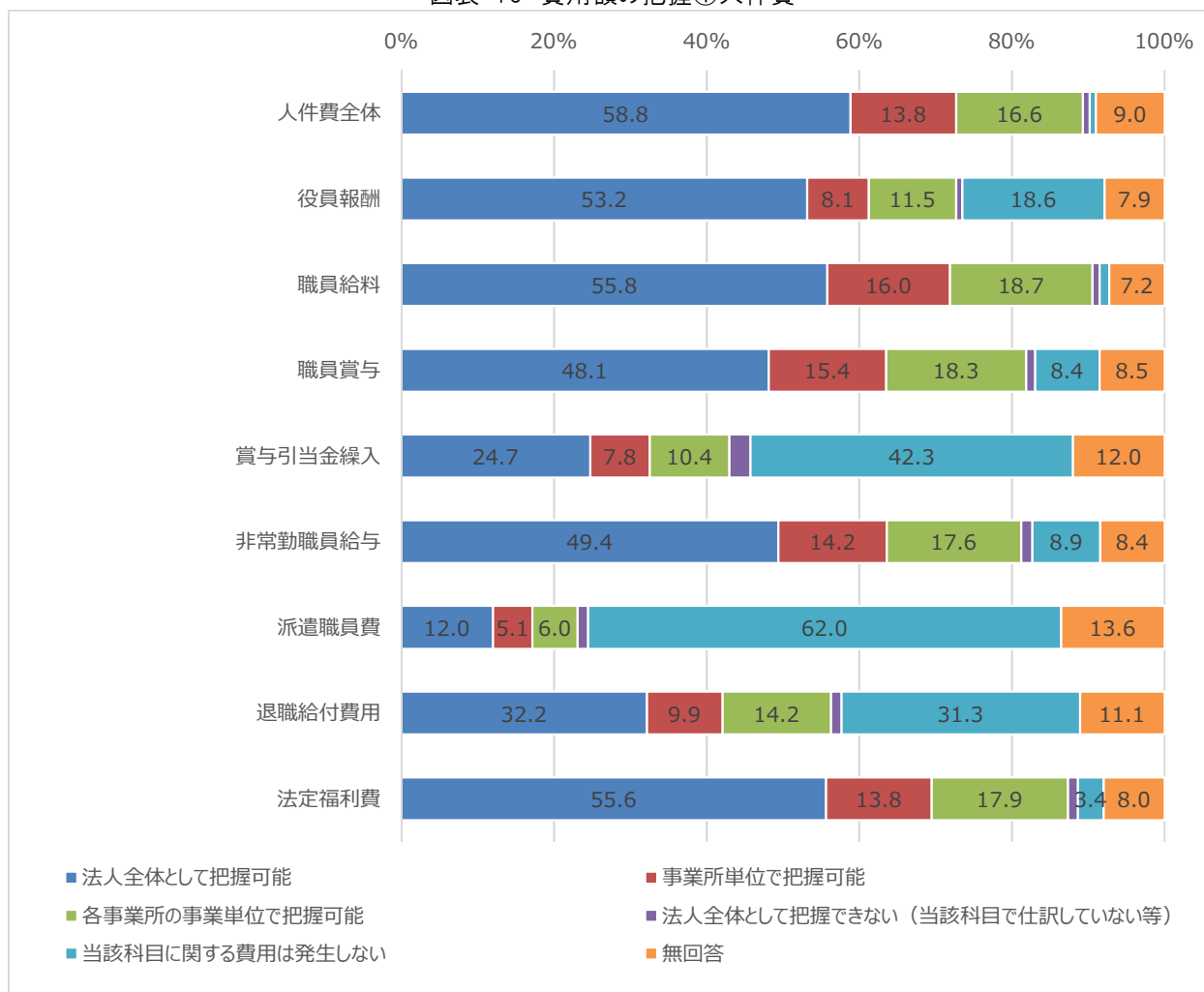


④費用額の把握状況

費用額の把握①人件費

費用額のうち、人件費関係の費目については、「法人全体で把握可能」とするところが5割程度の費目が多い。一方、「各事業所の事業単位で把握可能」とするところは2割弱が多くなっている。

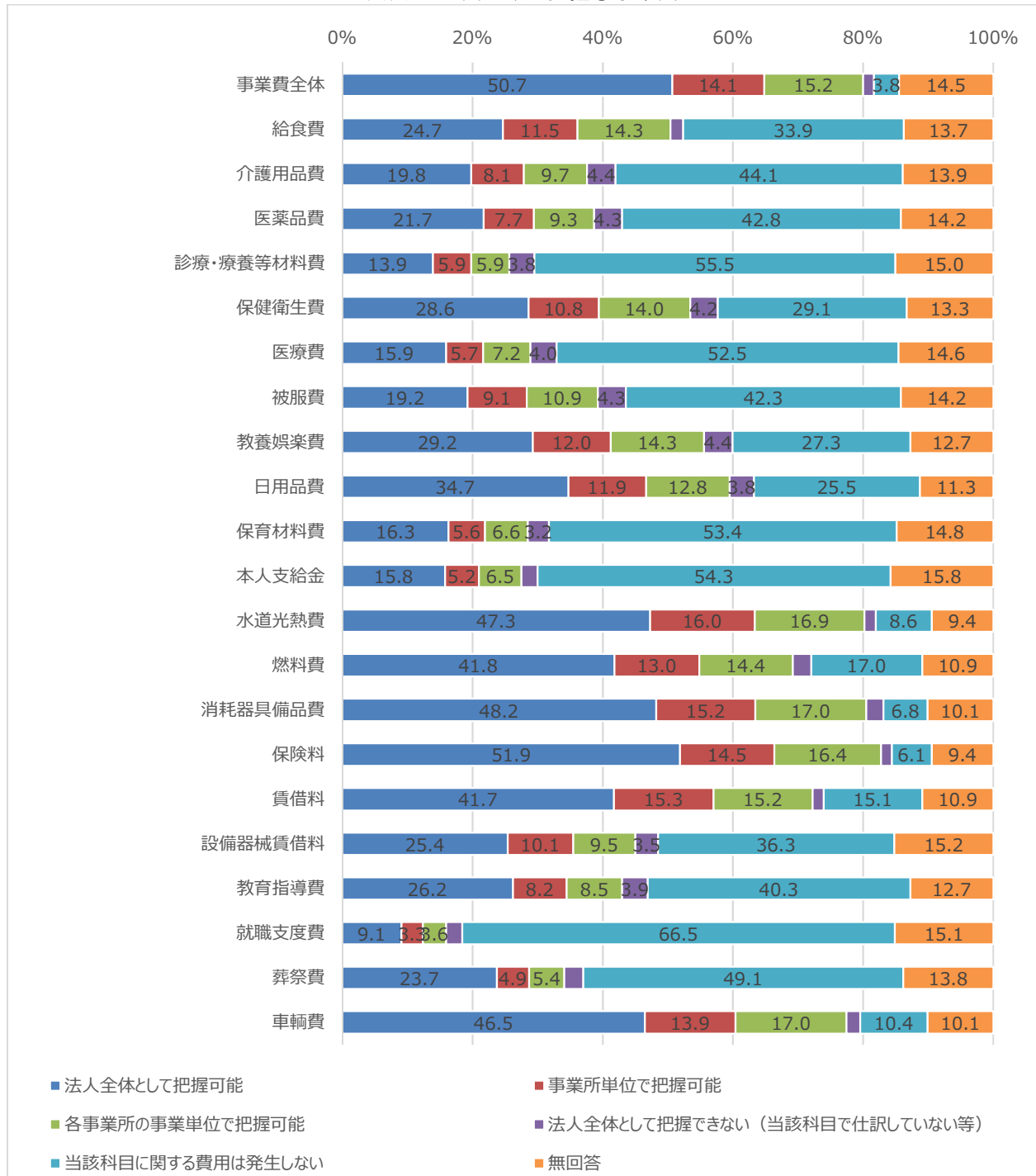
図表 16 費用額の把握①人件費



費用額の把握②事業費

事業費関係の費目については、費目により相違はあるが、「事業費全体」や、多くのサービスで発生する「水道光熱費」などの費目を見ると、「法人全体で把握可能」とするところが5割程度、「各事業所の事業単位で把握可能」とするところが1～2割という傾向である。

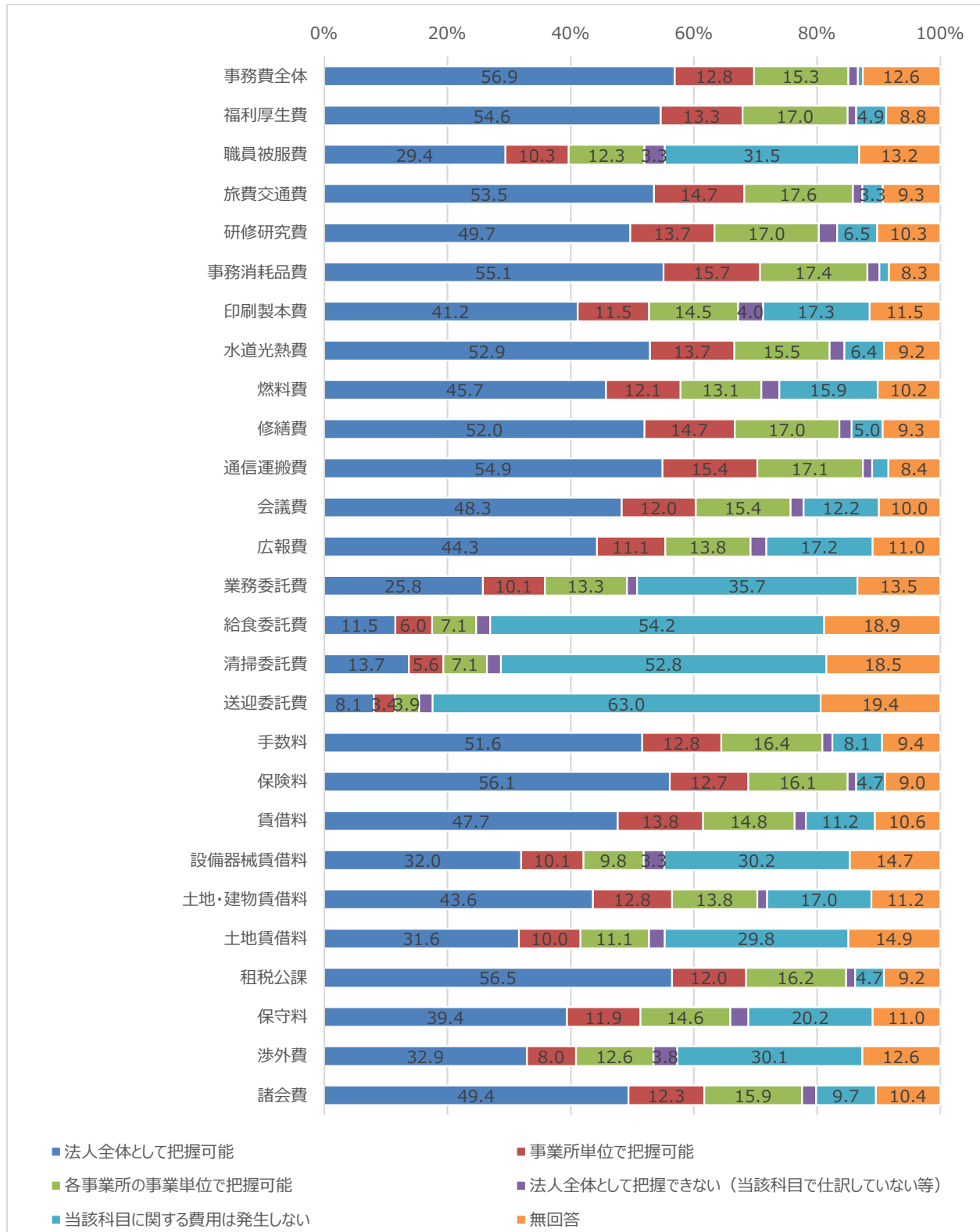
図表 17 費用額の把握②事業費



費用額の把握③事務費

事務費関係の費目についても、費目により相違はあるが、「法人全体で把握可能」とするところが5割程度、「各事業所の事業単位で把握可能」とするところが1～2割という傾向である。

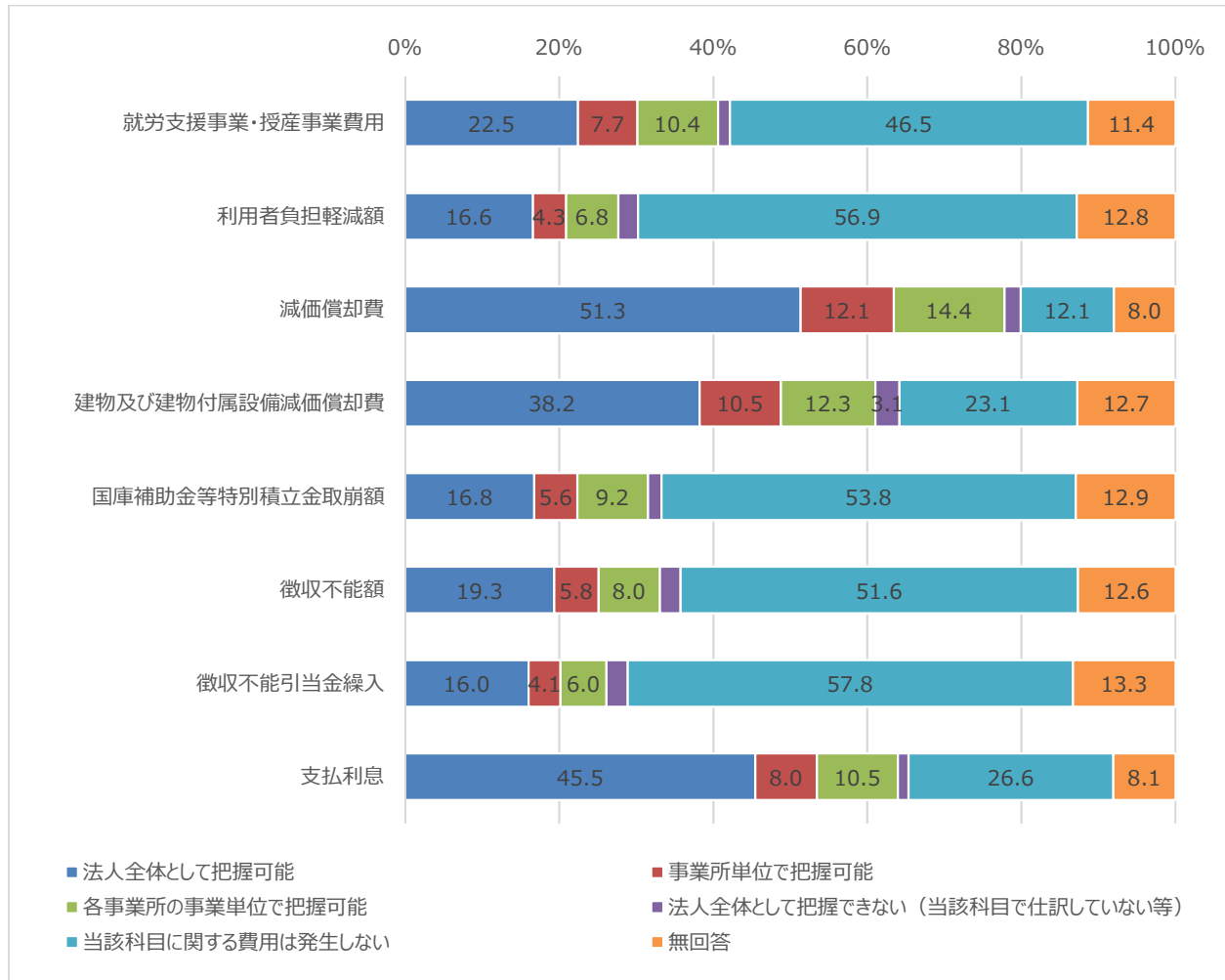
図表 18 費用額の把握③事務費



費用額の把握④その他費用

その他の費用に関する費目では、「減価償却費」や「支払利息」で、「法人全体で把握可能」とするところが5割程度、「各事業所の事業単位で把握可能」とするところが1割程度となっている。

図表 19 費用額の把握④その他費用



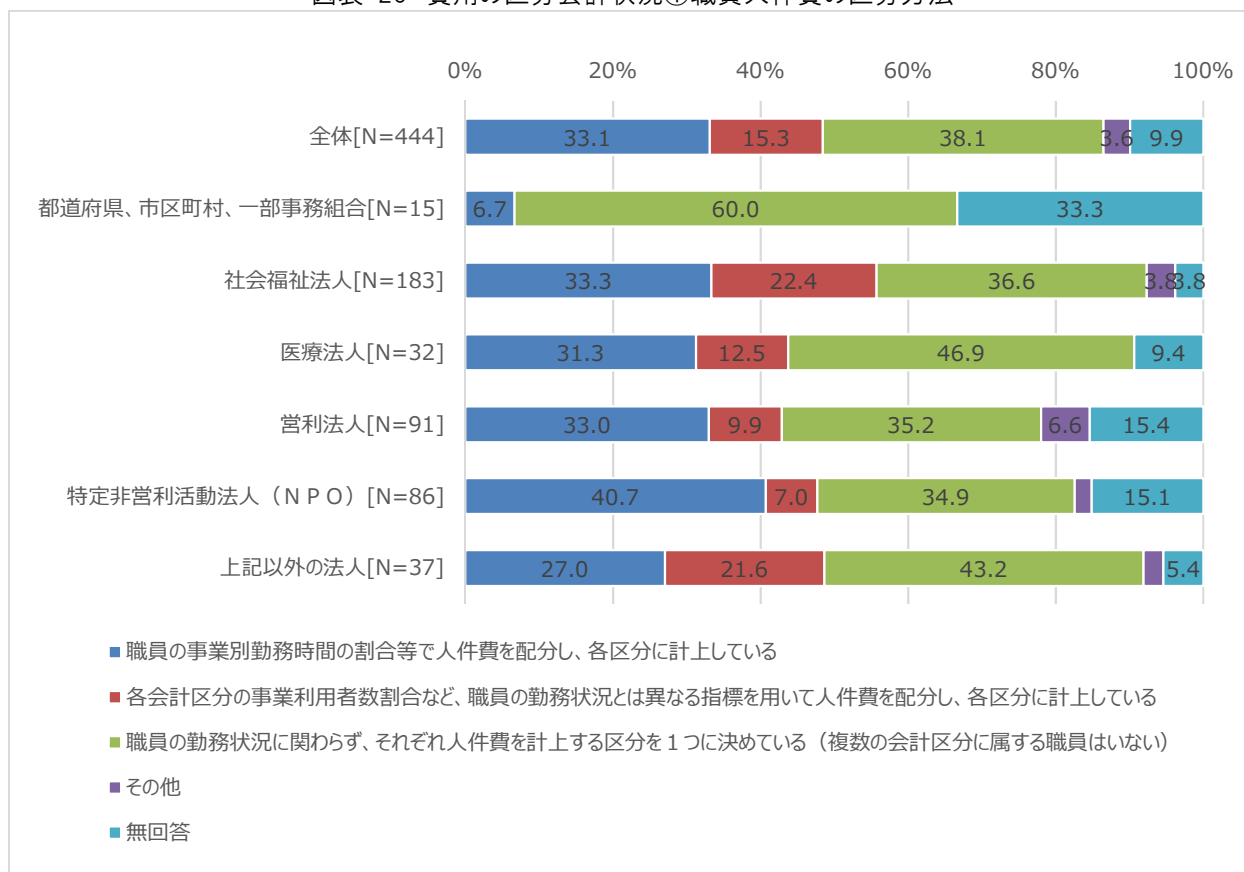
⑤区分会計の状況

費用の区分会計状況①職員人件費の区分方法

以降では、費用に関して区分会計を行っている法人に、その状況を聞いている。

職員人件費の区分方法としては、「職員の勤務状況に関わらず、それぞれ人件費を計上する区分を1つに決めている（複数の会計区分に属する職員はいない）」が38.1%と最も多く、次いで、「職員の事業別勤務時間の割合等で人件費を配分し、各区分に計上している」が33.1%となっている。勤務時間などをもとに按分している法人と、別の方法で配分している法人に分かれている傾向がうかがえる。

図表 20 費用の区分会計状況①職員人件費の区分方法

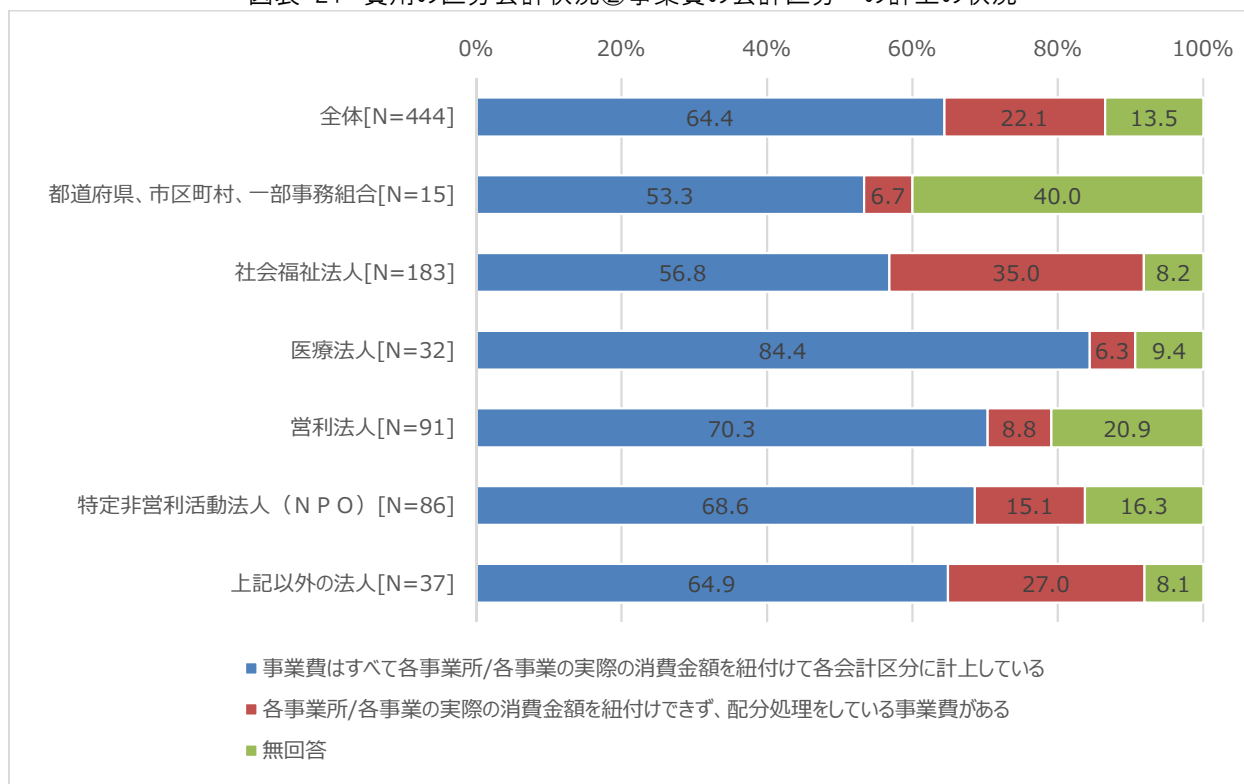


費用の区分会計状況②事業費の会計区分への計上の状況

事業費の区分方法について聞いたところ、「事業費はすべて各事業所/各事業の実際の消費金額を紐付けて各会計区分に計上している」が64.4%と多くなっているが、「各事業所/各事業の実際の消費金額を紐付けできず、配分処理をしている事業費がある」も22.1%見られる。

なお、配分処理をしている事業費がある場合、その費目も聞いているが、水道光熱費や給食費などをあげるところが多い。配分方法は事業別収入比などが多いが、水道光熱費等は面積比などで配分している例もある。

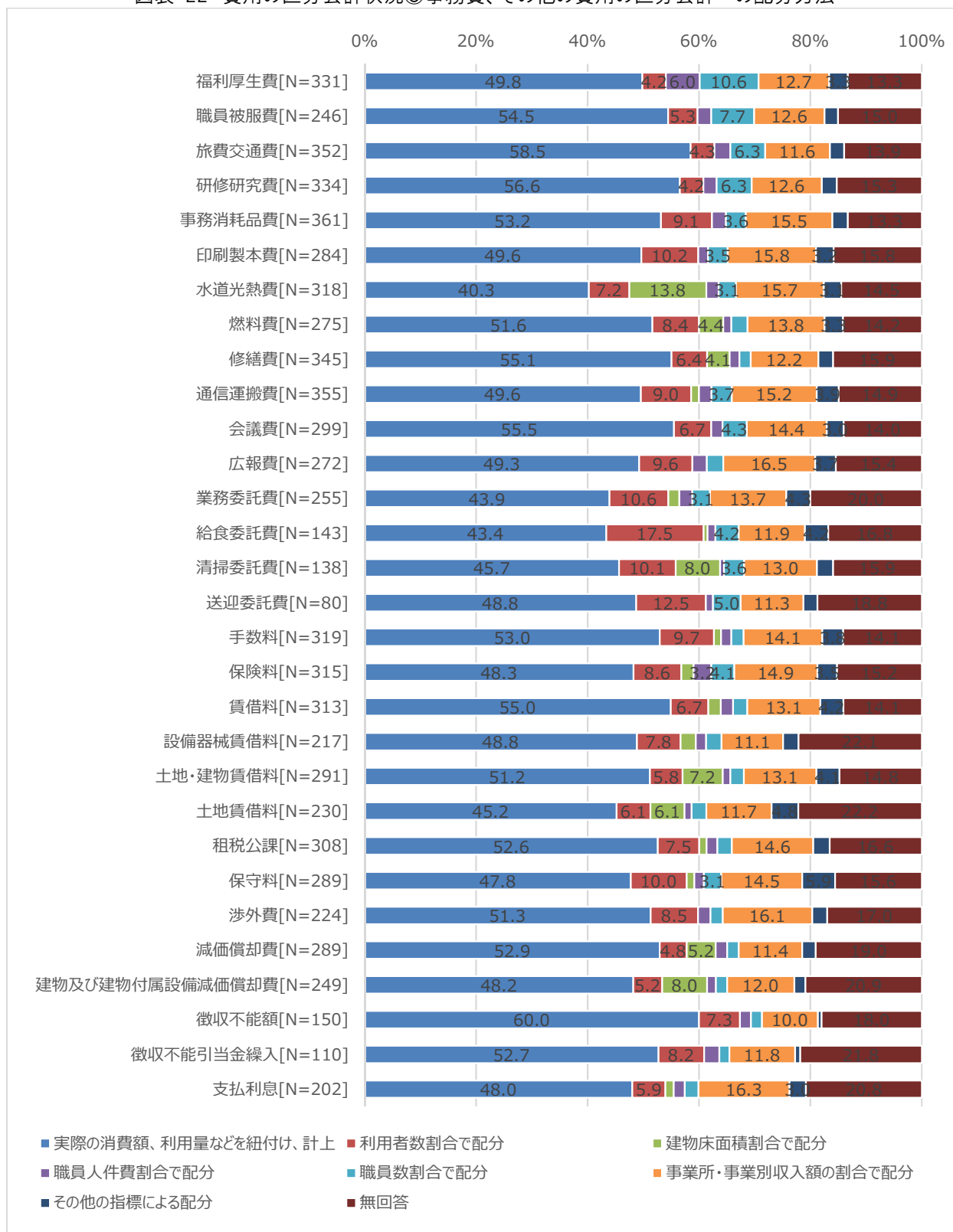
図表 21 費用の区分会計状況②事業費の会計区分への計上の状況



費用の区分会計状況③事務費、その他の費用の区分会計への配分方法

事務費、その他費用の区分方法について聞いたところ、いずれの費目も、「実際の消費額、利用量などを紐付け、計上」が多くなっている。一方、「事業所・事業別収入額の割合で配分」しているところも1割程度見られる。

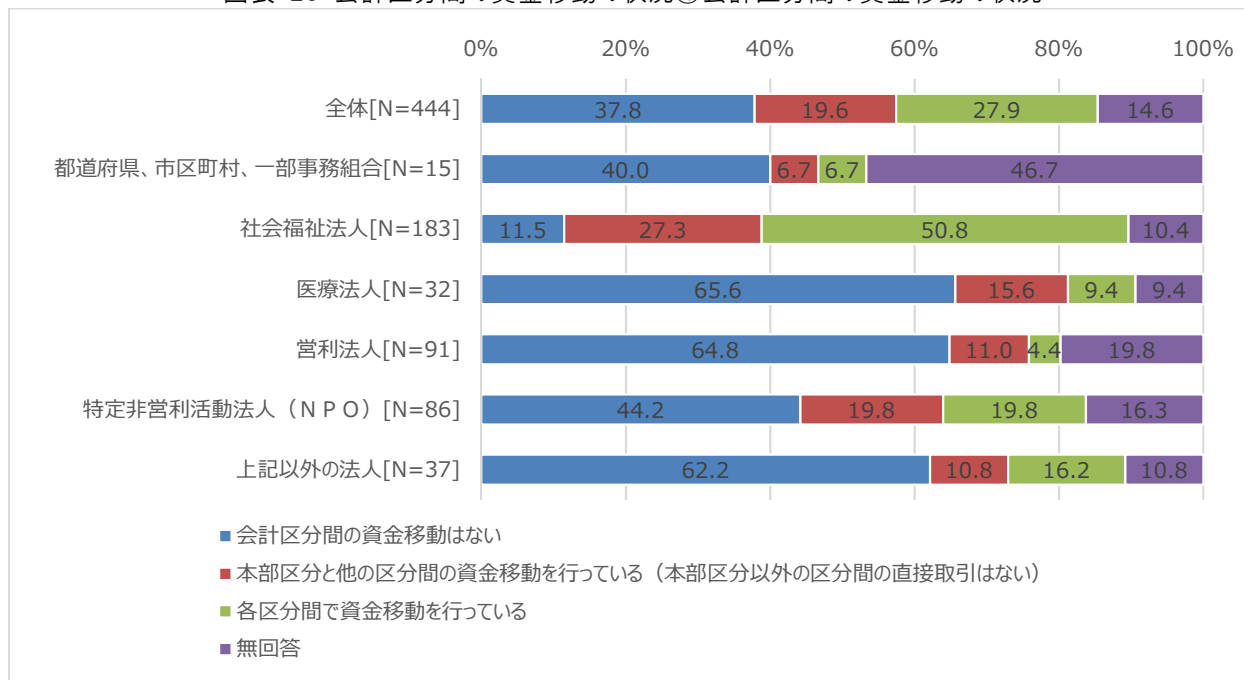
図表 22 費用の区分会計状況③事務費、その他の費用の区分会計への配分方法



費用の区分会計状況④会計区分間の資金移動の状況

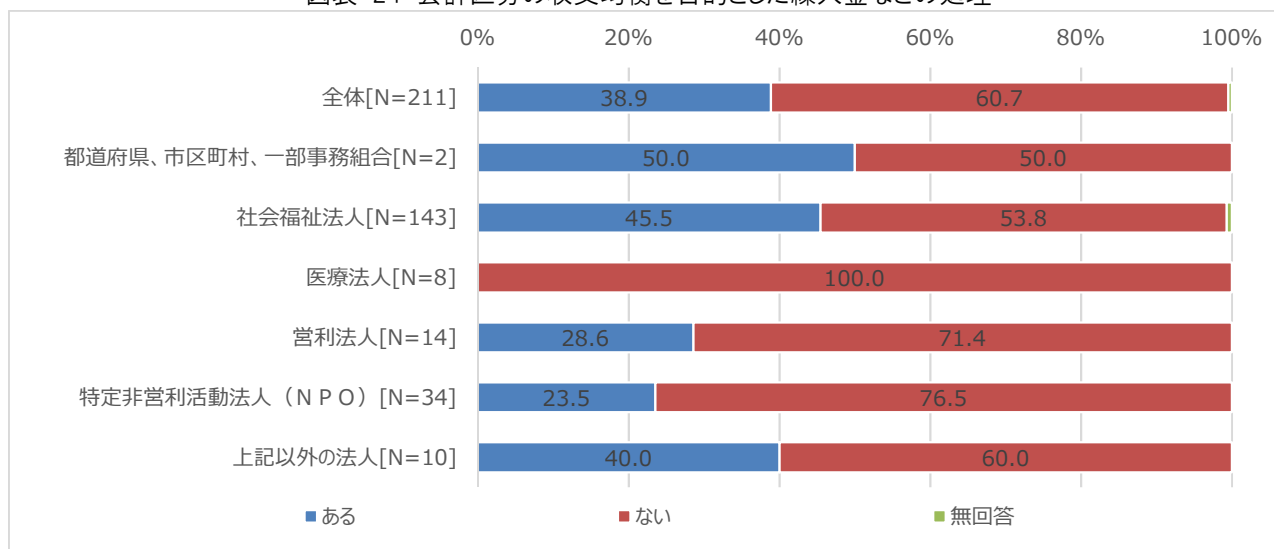
会計区分間の繰入金、貸付金・借入金の処理（会計区分間の資金移動）について聞いたところ、「会計区分間の資金移動はない」が37.8%、「各区分間で資金移動を行っている」が27.9%、「本部区分と他の区分間の資金移動を行っている（本部区分以外の区分間の直接取引はない）」が19.6%となっている。

図表 23 会計区分間の資金移動の状況④会計区分間の資金移動の状況



会計区分間の資金移動があると回答したところに、各会計区分の収支均衡を目的とした繰入金などの処理を行うことがあるかどうかを聞いたところ、「ない」が60.7%、「ある」が38.9%となっており、区分間の収支調整を行っているところも少なくないことがうかがえる。

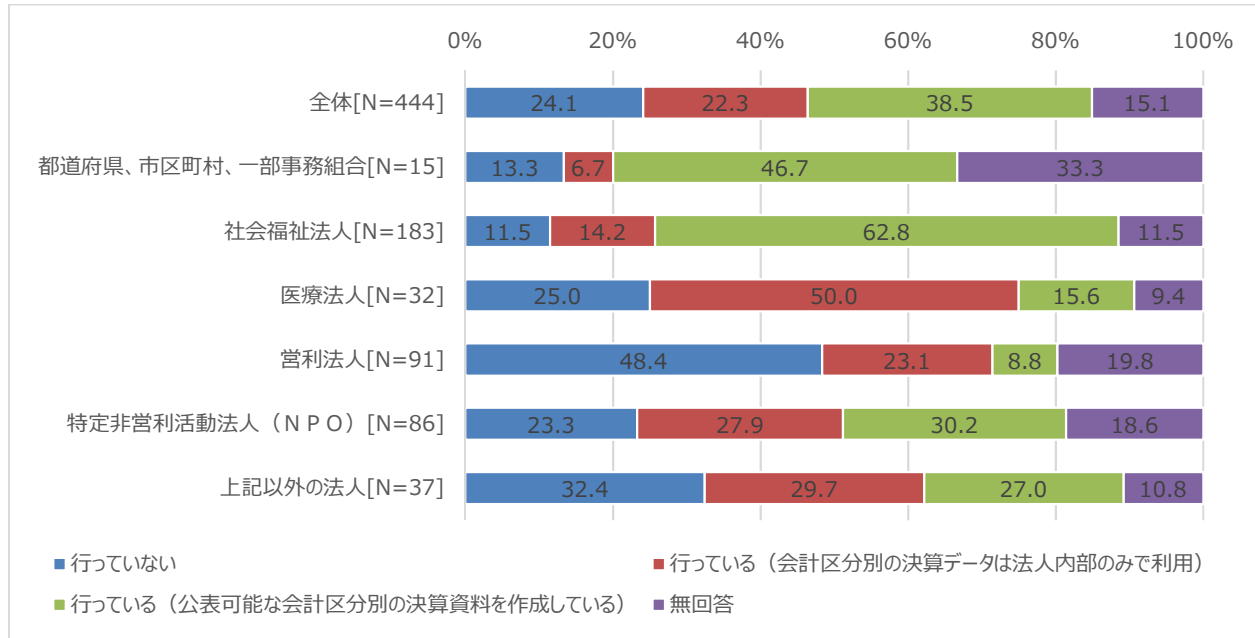
図表 24 会計区分の収支均衡を目的とした繰入金などの処理



費用の区分会計状況⑤会計区分別の決算の状況

会計区分別の決算の状況については、「行っている（公表可能な会計区分別の決算資料を作成している）」が38.5%、「行っていない」が24.1%、「行っている（会計区分別の決算データは法人内部のみで利用）」が22.3%となっている。法人種別で見ると、営利法人で「行っていない」というところが多い。

図表 25 会計区分別の決算の状況⑤会計区分別の決算の状況



(3) 調査結果をふまえた課題の整理

調査結果をふまえると、障害福祉サービス等事業所における経営実態情報の把握において、以下のような課題があるものと考えられる。

①会計情報の入手について

障害福祉サービス等事業所における収支の状況を見る場合、活用できる情報で公開されているものはほとんどないため、従来、経営実態調査など調査票方式で情報の収集が行われてきた。こうした観点から、「情報公表システム」では、障害福祉サービス等事業所における会計情報を入手・参照しやすくするため、情報項目の1つとして、財務諸表の登録が始められている。

しかしながら、現時点では財務諸表の登録が少ない状況であり、十分にデータを入手することは難しくなっている。特に、サービス単位の情報把握を考えた場合、障害福祉サービス等においては提供事業所の少ないサービスがあるが、こうしたサービスは、ほぼ悉皆で情報入手が必要であり（経営実態調査等においても全数調査とされている）、現在の登録状況では十分なデータ量が把握できないことになる。

システムにおける財務諸表の登録内容としては、サービスに関わらず、法人単位の財務諸表を登録しているものが多い。この場合、複数事業を実施している法人では、事業（サービス）ごとの財務状況を把握することは困難である。社会福祉法人については、会計基準の規定もあり、拠点区分の会計書類が作成され、それをシステムに登録しているものも多いが、これについても、1拠点で複数事業（サービス）が提供されている場合、サービス単位の財務状況を把握することは困難である。

したがって、現時点では、システムから入手した財務諸表の分析からは、法人単位の収支の把握までが限界であり、登録情報のみからサービス単位で適切に経営実態を把握することは、極めて困難であると考えられる。

②区分会計について

実態調査によれば、1法人1事業所で1サービスのみを提供しているところは、障害福祉サービス等を提供する法人の2割弱となっている。この法人については、法人全体の収支がそのままサービス単位の収支となる。一方、大部分の法人は、1法人で複数事業を実施している。収支の各科目別に事業所や事業単位で金額を把握できるかどうかを聞くと、「法人全体」というところが多くなっており、事業所単位や事業単位で把握可能というところは少ない状況である。

区分会計を行っている法人において、費用の配分方法等を聞くと、まず、人件費については、勤務時間などの実績をもとに配分しているところと、区分を固定しているところに分かれている状況となっている。支出の多くを人件費が占め、兼務職員も多いことをふまえると、人件費の配分方法で、サービス単位の収支にも影響があるものと想定される。例えば、A事業とB事業を実施する法人で、職員Cが両

事業を兼務している場合、A事業とB事業に携わる時間比などで配分する形が本来的なものと考えられるが、法人の規定ですべて人件費をA事業に配分する形で人件費を計上すると、A事業の支出が過大となり、B事業は過少となる可能性がある。

事業費については、その費用が費消される該当事業に計上することが基本であるが、別の形で配分している法人もある。事務費等も消費額や利用量などで配分している場合が多いが、収入比など他の基準で配分している場合もあり、法人によって処理が異なっている状況も見られる。

繰入金などにより、会計区分間の収支均衡を行っている法人も少なくない。繰入金処理は、法人全体の収支は変えないが、サービス単位で見ると、その処理方法によって収支が異なってくる可能性がある。例えば、支出超過のサービスがあった場合、繰入金で収支均衡されているものと、そのような調整が行われていないものでは、同じ内容であっても収支率は異なるものとなる。

③その他

障害福祉サービス等事業は、地方公共団体等が直営で実施している場合も少なくない。地方公共団体等の直営事業は、基本的に公会計で処理されているが、すべて普通会計で一括処理されている場合は、事業単位で収支を把握することは極めて困難であると考えられる。調査結果によれば、地方公共団体等において、公営事業会計で、事業単位で会計処理を行っているところは少なく、ほとんどが普通会計処理となっている。地方公共団体等の直営事業については、事業（サービス）単位の経営情報の把握は難しい場合が多いと考えられる。

経営情報の把握にあたっては、財務諸表など1年間の決算情報をもとにする形になるが、その期間は、社会福祉法人等は4月～翌3月の決算期間がほとんどとなっている。一方、営利法人等は決算期間がさまざまであり、慣習的に繁忙期を避けて決算期を置いている法人も多い。このような場合、例えば、報酬が4月に改定されたとしても、営利法人等では決算情報で1年間の累積にならない場合があるため、収支の比較分析等にあたっては、こうした期間のずれの影響等も留意する必要がある。

- ・ 障害福祉サービス等事業所の「情報公表システム」においては、財務諸表など経営実態情報の登録のしくみはあるものの、登録割合は低い状況
- ・ 「情報公表システム」の登録情報は多くが法人単位となっており、登録情報のみからサービス単位で経営実態把握を行うことは難しい
- ・ 法人内の会計において、複数サービスを実施している法人が、それぞれのサービス単位で収支データを把握することは難しいというところが多い
- ・ 何らかの区分会計を行っている法人において、費用の配分方法は法人によってさまざまであり、繰入金処理など区分会計間の収支調整も、法人によって考え方が異なっている
- ・ 障害福祉サービス等の公営事業については、普通会計で処理されている場合が多く、サービス単位での収支データ把握は難しい
- ・ 営利法人等は決算期間が4月～翌3月でない場合も多く、収支の比較分析等にあたっては留意が必要

(4) プロセス・手法、マニュアル・ツールの検討

課題をふまえ、経営実態情報の把握に関し、データ収集・加工におけるプロセスの検討を行うとともに、データ処理フローの整理、必要なデータ処理を行うためのマニュアル・ツールについて検討を行った。

①経営実態情報の収集

経営実態情報の収集プロセスについては、現在の「情報公表システム」では、財務諸表のPDFファイル等を登録する形式となっているが、前述したように、必要な情報を入手することは困難な状況である。現状は情報の登録割合自体が低い状況となっているが、今後、システムへの登録が増えたとしても、ほとんどが法人単位の会計情報のみでは、サービス単位での経営実態情報の適切な把握につなげることは難しい。したがって、当面は、従来のように、調査票などの形式で、障害福祉サービス等事業所に直接回答を求める方法になると考えられる。

将来的に、「情報公表システム」を経由して必要な情報を収集する形式を想定する場合は、現状のように財務諸表をファイル登録するスタイルでは、今後も活用が難しいと考えられる。少なくとも、システムの他の項目と同様に、必要な項目（勘定科目）を共通化し、各事業者がデータとして情報を登録するスタイルにしていく必要がある。

なお、実態として、サービス単位で会計情報を区分している事業者はそれほど多くなく、サービス単位で配分した経営情報のデータ登録を求めることは負担が大きいと考えられる。したがって、データ登録については、事業者が可能な範囲で区分会計データを登録し、そこからサービス単位への配分を行うようなシステムにすることが望ましいと思われる。

②情報の加工・処理

経営実態情報について、すべて事業者の側で収支データをサービス単位に細分化し、提供を求めることは、現実的に難しいと考えられるため、収集した情報を適切に加工・処理するプロセスが求められる。最も粗い情報粒度である「法人単位」から、サービス別の収支分析のための「サービス単位」のデータを抽出するプロセスを設定する必要がある。

収支のうち、収益に関しては、障害福祉サービス等に係る収益は自立支援給付費、利用者負担金など限られており、法人単位の財務諸表しか整備していない場合でも、これらがどのサービスによる収益なのかを法人内部で把握することは、それほど難しくはないと想定される。したがって、収益については、必要な科目別に、事業者に登録を求める形式が望ましいと考えられる。

一方、費用に関しては、法人内部で共通で費消される費用なども多く、これを事業者の側でサービス単位に整理して登録を求めることは、難しい場合も多いものと想定される。したがって、法人単位等で登録される費用を、サービス単位に配分加工・処理するプロセスが必要となる。

これについては、障害福祉サービス等事業の多くを社会福祉法人が提供しており、社会福祉法人の会計は社会福祉法人会計基準に準拠していることから、社会福祉法人会計基準の考え方を参照することが望ましいと考えられる。

社会福祉法人会計基準では、会計処理にあたって、事業（サービス）単位での会計を行うことを求めている。前述したように、社会福祉法人であっても、公表ベースでは拠点区分までの財務諸表で、サービス単位での会計を公開している例は少ないが、法人内部ではサービス単位のデータをつくっている場合も多いと思われる。

これらの考え方を参考にしつつ、他の法人種別においても適用が可能な、サービス単位への配分加工・処理プロセスを検討することが望ましい。社会福祉法人会計基準における、複数サービスへの費用配分の考え方は以下の通りである。科目別に、配分の考え方と、加工・処理プロセスの検討ポイントをまとめる。

■ 人件費

主な科目	社会福祉法人会計基準の配分方法	
	基本	左記が困難な場合の簡便法
・職員給与 ・職員賞与 ・非常勤職員給与 ・退職給付費用 ・法定福利費 ・派遣人件費 ・役員報酬 等	勤務時間割合	職種別人員配置割合 看護・介護職員配置割合 届出人員割合 延利用者数割合

（検討ポイント）

- ・配分方法としては、勤務時間割合が最も妥当と考えられる。
- ・療養介護や空床型短期入所など、他サービスと密接不離で勤務時間割合を算定しがたいサービスもあり、その場合は勤務時間割合について何らかの見直し計算が必要となる。
- ・人件費を延利用者数で配分する方法は、サービス提供形態の近いサービス別の費用配分（訪問系サービス間の配分、施設入所支援と短期入所の間の配分等）をする場合には有用と思われる。一方、医療、介護、障害など対象が異なる事業を同一会計としている事業者、あるいは障害のみでも生活介護や就労支援等と相談支援を同一会計としている事業者等の場合、同じ延利用者数でも中身がかなり異なることから、それを一律の基準とすることについては検討が必要と考えられる。
- ・これらの配分基準が使用できない場合は、サービス別収入割合で配分する方法も考えられる。なお、各事業で収支の構造は異なることから、収入割合での配分は必ずしも実態を反映するとは言えず、他の配分方法が利用できない場合の簡便法とすべきである。
- ・以上より、勤務時間割合による配分方法が最も望ましく、それが難しい場合の方法として、サービス提供形態の近いサービス別の配分には延利用者数を用い、他の指標が使えない場合は簡便法として収

入割合で配分する等の方法が考えられる。なお、障害福祉サービス等以外も含む多業種の事業者の場合は、障害福祉サービス等以外の事業分を除くために、事業別収入割合以外に指標が得られない可能性も想定される。

■ 事業費

主な科目	社会福祉法人会計基準の配分方法	
	基本	左記が困難な場合の簡便法
・ 介護用品費 ・ 医薬品費 ・ 診療・療養等材料費 ・ 消耗器具備品費 ・ 給食費 ・ 就労・授産関係支出 等	各事業の消費金額 給食費については実際食数割合	延利用者数割合

(検討ポイント)

- ・ 各事業の消費金額で分割する方法が正確だが、事業者が区分会計を行っていない場合、それを把握することは困難と考えられる。
- ・ その場合、延利用者数割合または事業別収入割合で配分する方法が考えられる。事業別収入割合で配分する方法は前述のように簡便法である。

■ 事務費

主な科目	社会福祉法人会計基準の配分方法	
	基本	左記が困難な場合の簡便法
・ 福利厚生費 ・ 職員被服費	給与費割合	延利用者数割合
・ 旅費交通費 ・ 通信運搬費 ・ 諸会費 ・ 雑費 ・ 渉外費	延利用者数割合 職種別人員配置割合 給与費割合	
・ 事務消耗品費 ・ 広報費	各事業消費額	延利用者数割合
・ 会議費	内容別事業個別費	延利用者数割合
・ 水道光熱費	メーター測定割合	建物床面積割合
・ 修繕費	内容別事業個別費	建物床面積割合
・ 賃借料 ・ 土地建物賃借料	物件使用割合	建物床面積割合
・ 保険料 ・ 租税公課	建物床面積 自動車関係等は使用高割合	
・ 保守料	内容別事業個別費	延利用者数割合
・ 業務委託費	各事業の消費金額	延利用者数割合
・ 研修研究費 等	内容別事業個別費	延利用者数割合

(検討ポイント)

- ・事務費の配分については、それぞれの科目の特性に応じて各種基準が示されているが、把握にあたっては困難なものも多いと想定される。
- ・簡便法として延利用者数割合と建物床面積割合が示されているが、そのうち、建物床面積割合はおおむね合理的な指標と考えられる。延利用者数割合については、人件費で述べたことと同様の問題があり、サービス提供形態の近いサービス別の費用配分等に限定した方がよいと考えられる。

■ その他の費用

主な科目	社会福祉法人会計基準の配分方法	
	基本	左記が困難な場合の簡便法
減価償却費 ・建物等減価償却費 ・車輛・機械等減価償却費 ・その他減価償却費	建物床面積割合 使用高割合	延利用者数割合
徴収不能額 徴収不能引当金繰入	各事業の個別発生金額 事業別の債権金額	事業別収入割合 延利用者数割合
支払利息	事業借入目的別期末残高割合	(土地建物) 建物床面積割合 (その他) 延利用者数割合

(検討ポイント)

- ・建物関係の費用は、建物床面積割合で配分する形が妥当であると考えられる。
- ・その他の費用については、使用高割合を把握することが困難な場合は、延利用者数割合等による配分になると考えられるが、障害福祉サービス等以外も含む多業種の事業者の場合は、人件費で述べたように、障害福祉サービス等以外の事業分を除くために、事業別収入割合以外に指標が得られない可能性がある。

③情報加工・処理マニュアル・ツールの考え方

サービス単位における経営実態情報の把握に関して、必要なデータ加工・処理を行うためのマニュアル・ツールについて、上記の検討ポイントをふまえ、考え方を整理する。

■ 情報加工・処理マニュアル・ツールの利用場面について

収支データ等の加工・処理のためのマニュアル・ツールについては、基本的に、事業者においてサービス単位の収支データがつくられていない場合において、サービス単位の収支データを導出するために利用されるものである。したがって、事業者においてサービス単位の収支データが用意されている場合は、マニュアル・ツールによる算出は原則必要ない。ただし、区分会計の課題で見たように、事業者

よっては、繰入金などの処理で区分会計の収支調整を行っているものがあり、実質的には同じ収支の内容であっても、繰入金の有無で収支率が異なってくる場合がある。そのため、事業者でサービス単位の収支データが用意されていても、別に法人全体のデータから、マニュアル・ツールにより、共通の基準でサービス単位の収支データを導出するという考え方も可能である。区分会計のデータ（繰入金を含むデータ）については、その扱い方について別に検討をしておくことが必要であると思われる。

■情報加工・処理マニュアル・ツールにおける費用配分フロー

法人単位の収支データから、サービス単位の収支データを導出する手順について、以下に考え方を整理する。

基本的な考え方は、1) 事業として障害福祉サービス等事業以外も含まれる場合は、障害福祉サービス等事業以外を除却した収支データを作成する、2) 障害福祉サービス等事業に、複数の事業が含まれる場合は、各費用をそれぞれの障害福祉サービス等事業（サービス）に配分する、という2段階のプロセスとなる。

1) については、障害福祉サービス等事業と、それ以外の事業を、共通の指標で配分する必要があるが、前述のように、共通指標として利用できるものは事業別収入割合等に限られる。そこで、「障害福祉サービス等の収益」と「その他の事業の収益」から配分比を算出し、費用から障害福祉サービス等事業以外の分を除却する。例えば、障害福祉サービス等事業の収益が100万円、その他の事業の収益が300万円だったとすると、配分比は100万円/400万円＝25%で、各費用の25%が障害福祉サービス等事業の費用と算定される。

区分	配分フロー
障害福祉サービス等事業以外も含む費用から、障害福祉サービス等事業の費用に絞る	「障害福祉サービス等事業」と「その他の事業」の事業別収入割合で配分比を算出し、障害福祉サービス等以外を除却して障害福祉サービス等に絞り込む （収益） 障害福祉サービス等事業収益 → 100% その他の事業収益 → 除却（0%） いずれにも属さない収益（寄附金等） → ×配分比で収益算入 （費用） 各費用 → 各費用×配分比

2) については、人件費などの科目に応じて、職員の勤務時間など適切な指標で配分する形を基本とするが、障害福祉サービス等事業を複数実施しており、共通の指標で配分が困難な費用については、事業（サービス）別収入割合により配分する。

区分	配分フロー
障害福祉サービス等事業の複数事業を、各事業分に分割する	障害福祉サービス等事業の事業（サービス）別の配分比を、職員勤務時間など各指標について算出し、各費用をサービス単位に分割する（収益） 各サービスの収益 → サービス別給付費、利用者負担金等をそれぞれ計上 各サービスに属さない収益（補助金等） → ×配分比で各サービスの収益に算入 （費用） 各サービスの各費用 → 各費用×該当する指標の配分比

(a) 職員の勤務時間による配分比（人件費等）

区分	配分フロー
障害福祉サービス等事業の人件費等を、各事業分に分割する	「各サービスの換算職員数（勤務時間で換算した職員数）÷障害福祉サービス等事業全体の常勤換算職員数」を配分比とする

(b) 建物床面積による配分比（施設関連費等）

区分	按分フロー
障害福祉サービス等事業の施設関連費等を、各事業分に分割する	「各サービスの使用床面積÷障害福祉サービス等事業全体の使用床面積」を配分比とする

(c) 延べ利用回数、延べ利用者数等による配分比（事業費等）

区分	按分フロー
障害福祉サービス等事業の事業費等を、各事業分に分割する	「各サービスの延べ利用回数または延べ利用者数÷障害福祉サービス等事業全体の延べ利用回数または延べ利用者数」を配分比とする

(d) 事業別収入による配分比（上記で配分できない費用）

区分	按分フロー
障害福祉サービス等事業の費用で、上記の指標では配分できない費用を、各事業分に分割する	「各サービスの収益÷障害福祉サービス等事業全体の収益」を配分比とする

●科目別配分方法

科目	配分方法
人件費 ・職員給与 ・非常勤職員給与 ・法定福利費 ・役員報酬 等	(a)の方法で配分する。
事業費 ・介護用品費 ・診療・療養等材料費 ・給食費 ・医薬品費 ・消耗器具備品費 ・就労・授産関係支出 等	複数サービスに、訪問系、日中活動系など、 種類の異なるサービスが含まれている場合 は、延べ利用回数、延べ利用者数等の指標で 共通に配分することができないため、まずは (d)の方法でサービス類型別に費用配分す る。 その後、同じ類型の中でサービス別に(c)の 方法で配分する（例えば、日中活動系の生活 介護と就労継続支援B型を、延べ利用者数比 で配分する等）。
事務費 ・福利厚生費 ・旅費交通費 ・諸会費 ・渉外費 ・広報費 ・保守料 ・研修研究費	(a)の方法で配分する。
・職員被服費 ・通信運搬費 ・雑費 ・事務消耗品費 ・会議費 ・業務委託費	事業費と同じ方法で配分する。
・水道光熱費 ・賃借料 ・保険料	(b)の方法で配分する。
・修繕費 ・土地建物賃借料 ・租税公課	
減価償却費 ・建物等減価償却費 ・車輛・機械等減価償却費 ・その他減価償却費	「建物等減価償却費」は(b)の方法で配分する。その他は事業費と同じ方法で配分する。
徴収不能額 徴収不能引当金繰入 支払利息 その他	事業費と同じ方法で配分する。

以上のプロセスを組み込み、個々の収支科目を登録することで、サービス単位の収支データが計算されるようにシステムを構成するものとする。なお、「情報公表システム」の活用を想定する場合は、事業者がシステムに情報を登録する際に、個々の収支科目データを入力することで、自動計算されるようなくみにしておくことが望ましい。また、MS-Excelなど汎用ソフトを用いて計算シートを作成して事業者に配布し、計算結果をシステムに登録する方法なども考えられる。

5 参考資料（調査票）

「障害福祉サービス等事業における経理・決算の状況に関する調査」調査票

障害福祉サービス等事業に
関する調査
平成30年度障害者総合福祉推進事業

宛先ラベル貼付位置

障害福祉サービス等事業における 経理・決算の状況に関する調査

【本調査の趣旨・調査内容について】

障害者・児の生活を支えるうえで、障害福祉サービス等の事業は大きな役割を果たしており、全国各地で多くの事業者が、これらのサービス事業の運営を担っています。障害福祉サービス等が事業として適切に推進されるためには、サービス事業の内容の充実とともに、事業収益と費用のバランスを保ちながら継続的な経営を図っていくことが大切になりますが、こうした収支の状況把握において、サービス事業に関する会計・経理事務は重要な役割を果たします。サービスの報酬改定等の検討にあたっても、サービス事業の決算状況など経営実態の情報をふまえ、適切な検討を進めることが求められています。

一方、障害福祉サービス等の事業者は法人形態が多岐に渡り、それぞれ会計基準が異なっていることや、法人内での会計区分の設定もさまざまであることから、統一的な観点からサービス事業の経営実態を把握することが容易ではない実態も見られます。

本調査は、こうした背景をふまえ、障害福祉サービス等の事業において、決算状況など経営実態の情報に関し、適切な把握方法の検討等の観点から、会計・経理事務や決算データの作成状況などの情報を収集・分析するために実施するものです。

上記の目的のため、細かな内容をお聞きする設問も多くなっております。ご多忙中お手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※本調査は、厚生労働省の平成30年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等事業者における統一的な経営実態把握に関する調査研究」の一環として行うもので、三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社が調査を実施します。

調査の詳細につきましては、同封の「記入要領」または下記の調査専用サイトをご覧ください。

【調査実施者】三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社 障害福祉サービス等事業に関する調査事務局

(調査専用サイト：<https://www.shogaifukushi.jp/kaikei/>)

本調査は、法人において、会計・経理を担当されている部門、障害福祉サービス等事業の事務を担当されている部門等が、適宜分担してご回答をお願いします。

【提出期限：平成31年2月20日（水）までに提出をお願いいたします】

問 1 貴法人で現在実施している障害福祉サービス等の事業を回答してください。（該当するものすべてに○）

※障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される以下のサービスを、本調査で「障害福祉サービス等」と表記します。

地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援等）は含みません。

※地方公共団体は、直営で障害福祉サービス等の事業を実施している場合に回答してください。地方公共団体が障害福祉サービス等の事業所設置法人であっても、指定管理、委託等で運営が別法人となっている事業は回答不要です。

1 居宅介護	2 重度訪問介護
3 同行援護	4 行動援護
5 療養介護	6 生活介護
7 短期入所	8 重度障害者等包括支援
9 施設入所支援	10 自立訓練（機能訓練）
11 自立訓練（生活訓練）	12 宿泊型自立訓練
13 就労移行支援	14 就労継続支援A型
15 就労継続支援B型	16 就労定着支援
17 自立生活援助	18 共同生活援助（介護サービス包括型）
19 共同生活援助（外部サービス利用型）	20 共同生活援助（日中サービス支援型）
21 計画相談支援	22 地域相談支援（地域移行支援）
23 地域相談支援（地域定着支援）	24 障害児相談支援
25 児童発達支援	26 医療型児童発達支援
27 放課後等デイサービス	28 居宅訪問型児童発達支援
29 保育所等訪問支援	30 福祉型障害児入所施設
31 医療型障害児入所施設	32 いずれのサービスも（直営）実施していない

問1で「32 いずれのサービスも（直営）実施していない」を回答した場合は、以降の質問への回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

問 2 貴法人の種別を回答してください。（該当するもの1つに○）

1 都道府県、市区町村、一部事務組合	2 社会福祉法人
3 医療法人	4 営利法人
5 特定非営利活動法人（NPO）	6 独立行政法人・地方独立行政法人
7 上記以外の法人	

問 3 前問で3～7を回答した場合、貴法人の採用している会計基準を回答してください。（該当するもの1つに○）

1 医療法人会計基準	2 病院会計準則
3 企業会計基準	4 中小会計指針・要領
5 NPO法人会計基準	6 公益法人会計基準
7 学校法人会計基準	8 独立行政法人会計基準・地方独立行政法人会計基準
9 その他	10 会計基準に準拠していない

※連結決算を行っている法人で、連結と単体で異なる基準を採用している場合は、単体決算の基準を選んでください。

問 4 貴法人の決算期間を回答してください。（該当するもの1つに○）

1 4月～翌3月	2 1以外の1年間（1～12月、7月～翌6月など）
3 決算期間を定めていない	

問 5 貴法人における、事業所数及び事業実施の形態を回答してください。（該当するもの1つに○）

※「事業」には障害福祉サービス等以外の事業も含まれます。

法人で事業を実施している事業所数	事業所での事業実施形態	1つに○
1箇所	障害福祉サービス等の1事業のみを実施（他の事業は行っていない） 例） A 法人は a 事業所で就労継続支援 B 型を実施しており、その他の事業は行っていない B 法人は b 事業所で放課後等デイサービスを実施しており、その他の事業は行っていない	1
	障害福祉サービス等の複数の事業を実施（障害福祉サービス等以外の事業は行っていない） 例） C 法人は c 施設で生活介護と施設入所支援、短期入所を実施している（法人の事業所は c 施設のみ） D 法人は d 事業所で計画相談支援と障害児相談支援を実施している（法人の事業所は d 事業所のみ）	2
	障害福祉サービス等を含む複数の事業を実施（障害福祉サービス等以外の事業も行っている） 例） E 法人は e 事業所で介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護、同行援護、地域生活支援事業の移動支援を実施している（法人の事業所は e 事業所のみ） F 法人は f 病院で入院・外来診療のほか、障害福祉サービス等の療養介護、短期入所、医療型障害児入所施設を実施している（法人の事業所は f 病院のみ） G 法人は g 工場で製造業を営むとともに、障害福祉サービスの就労継続支援 A 型を実施している（法人の事業所は g 工場のみ）	3
複数	各事業所で、それぞれ障害福祉サービス等の1事業のみを実施（他の事業は行っていない） 例） H 法人は事業所を 2 か所持ち、各事業所で就労継続支援 B 型を実施している I 法人は事業所を 2 か所持ち、i1 事業所で就労移行支援、i2 事業所で就労継続支援 A 型を実施している	4
	各事業所で、障害福祉サービス等の複数の事業を実施（障害福祉サービス等以外の事業は行っていない） 例） J 法人は施設を 2 か所持ち、各施設で生活介護と施設入所支援、短期入所を実施している K 法人は事業所を 3 か所持ち、k1 事業所で放課後等デイサービス、k2 事業所で放課後等デイサービスと児童発達支援、k3 事業所で児童発達支援を実施している（1 事業のみの事業所が含まれる場合もこの区分）	5
	各事業所で、障害福祉サービス等を含む複数の事業を実施（障害福祉サービス等以外の事業も行っている） 例） L 法人は事業所を 10 か所持ち、各事業所で介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護、同行援護、地域生活支援事業の移動支援を実施している M 法人は病院とグループホームを運営しており、グループホームで共同生活援助（介護サービス包括型）を実施、病院で入院・外来診療のほか、障害福祉サービス等の療養介護、短期入所、医療型障害児入所施設を実施している（障害福祉サービス等のみの事業所が含まれる場合もこの区分） N 市は市立福祉センターで自立訓練（機能訓練）を直営で実施している（直営事業を行っている地方公共団体はこの区分）	6

法人で事業を実施している事業所が複数の場合、事業所数を回答してください。

法人の全事業所数	箇所
うち、障害福祉サービス等を実施している事業所数	箇所

問 6 貴法人における、障害福祉サービス等の事業所番号登録件数（事業所番号事業所数）を回答してください。

事業所番号の登録件数	件
------------	---

※ 1 事業所で複数の事業所番号を登録している場合や、複数の事業所で 1 つの事業所番号登録の場合（サテライト型など）があるため、上記の「障害福祉サービス等を実施している事業所数」とは必ずしも一致しません。

問 7 貴法人における、経理事務の委託状況を回答してください。（該当するもの1つに○）

1	すべて法人内で行っている（委託はしていない）
2	一部の事務を外部に委託している
3	ほぼすべての事務を外部に委託している

問 8 【法人が地方公共団体の場合に回答してください。】貴法人では、障害福祉サービス等の事業を直営実施している事業所において、公営事業会計を行っていますか。（該当するもの1つに○）

1	公営事業会計を行っていない（普通会計に含まれる）
2	公営事業会計を事業所単位で行っているが、障害福祉サービス等の事業単位では区分していない
3	公営事業会計を行っており、障害福祉サービス等の事業単位で会計を区分している

問 9 収益に関する経理についてお聞きします。貴法人では、経理データ等を用いて、下表の勘定科目に該当する収益額を把握することができますか。それぞれの科目について回答してください。（各科目それぞれ該当するもの1つに○）

勘定科目 ※勘定科目の説明は「記入要領」をご覧ください。		法人全体として把握可能	事業所単位で把握可能	各事業所の事業単位で把握可能	該法人全体として把握できない（当該科目で仕訳していない等）	当該科目に関する収益は発生しない
障害福祉サービス等の事業収入	自立支援給付費、障害児施設給付費収益	1	2	3	4	5
	利用者負担金収益	1	2	3	4	5
	補足給付費収益	1	2	3	4	5
	特定費用収益	1	2	3	4	5
	措置費収益	1	2	3	4	5
	運営費収益	1	2	3	4	5
障害福祉サービス等以外の障害福祉事業収益	補助金事業収益	1	2	3	4	5
	受託事業収益	1	2	3	4	5
	その他の障害福祉事業収益	1	2	3	4	5
障害福祉事業以外の事業収益		1	2	3	4	5
	就労支援事業・授産事業収益	1	2	3	4	5
いずれの事業にも属さない収益（寄附金収益等）		1	2	3	4	5
借入金利息補助金収益		1	2	3	4	5

※表中の勘定科目名が法人で採用している勘定科目名と一致しない場合でも、同じ内容である、あるいは複数の科目を合わせれば同じ内容になるなど、同じと見なせる場合は「把握できる」としてください。

※問5で「1」を回答した法人（1事業所1事業の法人）は、1、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「2」または「3」を回答した法人（1事業所複数事業の法人）は、1、3、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「4」を回答した法人（複数事業所1事業の法人）は、1、2、4、5いずれかで回答してください。

問 10 費用に関する経理についてお聞きます。貴法人では、経理データ等を用いて、下表の勘定科目に該当する費用額を把握することができますか。それぞれの科目について回答してください。（各科目それぞれ該当するもの1つに○）

①人件費

勘定科目 ※勘定科目の説明は「記入要領」をご覧ください。	法人全体として把握可能	事業所単位で把握可能	各事業所の事業単位で把握可能	法人全体として把握できない（当該科目で仕訳していない等）	当該科目に関する費用は発生しない
人件費全体	1	2	3	4	5
役員報酬	1	2	3	4	5
職員給料	1	2	3	4	5
職員賞与	1	2	3	4	5
賞与引当金繰入	1	2	3	4	5
非常勤職員給与	1	2	3	4	5
派遣職員費	1	2	3	4	5
退職給付費用	1	2	3	4	5
法定福利費	1	2	3	4	5

※表中の勘定科目名が法人で採用している勘定科目名と一致しない場合でも、同じ内容である、あるいは複数の科目を合わせれば同じ内容になるなど、同じと見なせる場合は「把握できる」としてください。

※問5で「1」を回答した法人（1事業所1事業の法人）は、1、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「2」または「3」を回答した法人（1事業所複数事業の法人）は、1、3、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「4」を回答した法人（複数事業所1事業の法人）は、1、2、4、5いずれかで回答してください。

②事業費（各事業で直接費消される経費、企業会計等では販売費等に相当）

勘定科目 ※勘定科目の説明は「記入要領」をご覧ください。	法人全体として把握可能	事業所単位で把握可能	各事業所の事業単位で把握可能	法人全体として把握できない（当該科目で仕訳していない等）	当該科目に関する費用は発生しない
事業費全体	1	2	3	4	5
給食費	1	2	3	4	5
介護用品費	1	2	3	4	5
医薬品費	1	2	3	4	5
診療・療養等材料費	1	2	3	4	5
保健衛生費	1	2	3	4	5
医療費	1	2	3	4	5
被服費	1	2	3	4	5
教養娯楽費	1	2	3	4	5
日用品費	1	2	3	4	5
保育材料費	1	2	3	4	5
本人支給金	1	2	3	4	5
水道光熱費	1	2	3	4	5
燃料費	1	2	3	4	5
消耗器具備品費	1	2	3	4	5
保険料	1	2	3	4	5
賃借料	1	2	3	4	5
設備器械賃借料	1	2	3	4	5
教育指導費	1	2	3	4	5
就職支度費	1	2	3	4	5
葬祭費	1	2	3	4	5
車輛費	1	2	3	4	5

※表中の勘定科目名が法人で採用している勘定科目名と一致しない場合でも、同じ内容である、あるいは複数の科目を合わせれば同じ内容になるなど、同じと見なせる場合は「把握できる」としてください。

※問5で「1」を回答した法人（1事業所1事業の法人）は、1、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「2」または「3」を回答した法人（1事業所複数事業の法人）は、1、3、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「4」を回答した法人（複数事業所1事業の法人）は、1、2、4、5いずれかで回答してください。

③事務費（本部経費、間接経費など各事業に直接かからない経費、企業会計等では一般管理費等に相当）

勘定科目 ※勘定科目の説明は「記入要領」をご覧ください。	法人全体として把握可能	事業所単位で把握可能	各事業所の事業単位で把握可能	法人全体として把握できない（当該科目で仕訳していない等）	当該科目に関する費用は発生しない
事務費全体	1	2	3	4	5
福利厚生費	1	2	3	4	5
職員被服費	1	2	3	4	5
旅費交通費	1	2	3	4	5
研修研究費	1	2	3	4	5
事務消耗品費	1	2	3	4	5
印刷製本費	1	2	3	4	5
水道光熱費	1	2	3	4	5
燃料費	1	2	3	4	5
修繕費	1	2	3	4	5
通信運搬費	1	2	3	4	5
会議費	1	2	3	4	5
広報費	1	2	3	4	5
業務委託費	1	2	3	4	5
給食委託費	1	2	3	4	5
清掃委託費	1	2	3	4	5
送迎委託費	1	2	3	4	5
手数料	1	2	3	4	5
保険料	1	2	3	4	5
賃借料	1	2	3	4	5
設備器械賃借料	1	2	3	4	5
土地・建物賃借料	1	2	3	4	5
土地賃借料	1	2	3	4	5
租税公課	1	2	3	4	5
保守料	1	2	3	4	5
渉外費	1	2	3	4	5
諸会費	1	2	3	4	5

※表中の勘定科目名が法人で採用している勘定科目名と一致しない場合でも、同じ内容である、あるいは複数の科目を合わせれば同じ内容になるなど、同じと見なせる場合は「把握できる」としてください。

※問5で「1」を回答した法人（1事業所1事業の法人）は、1、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「2」または「3」を回答した法人（1事業所複数事業の法人）は、1、3、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「4」を回答した法人（複数事業所1事業の法人）は、1、2、4、5いずれかで回答してください。

④その他費用

勘定科目 ※勘定科目の説明は「記入要領」をご覧ください。	法人全体として把握可能	事業所単位で把握可能	各事業所の事業単位で把握可能	法人全体として把握できない（当該科目で仕訳していない等）	当該科目に関する費用は発生しない
就労支援事業・授産事業費用	1	2	3	4	5
利用者負担軽減額	1	2	3	4	5
減価償却費	1	2	3	4	5
建物及び建物付属設備減価償却費	1	2	3	4	5
国庫補助金等特別積立金取崩額	1	2	3	4	5
徴収不能額	1	2	3	4	5
徴収不能引当金繰入	1	2	3	4	5
支払利息	1	2	3	4	5

※表中の勘定科目名が法人で採用している勘定科目名と一致しない場合でも、同じ内容である、あるいは複数の科目を合わせれば同じ内容になるなど、同じと見なせる場合は「把握できる」としてください。

※問5で「1」を回答した法人（1事業所1事業の法人）は、1、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「2」または「3」を回答した法人（1事業所複数事業の法人）は、1、3、4、5いずれかで回答してください。

※問5で「4」を回答した法人（複数事業所1事業の法人）は、1、2、4、5いずれかで回答してください。

問 11 は、費用について、事業所単位/事業単位の区分会計を行っている法人にお聞きします。対象は、問 10 で、「事業所単位で把握可能」「各事業所の事業単位で把握可能」と回答した科目のある法人となります。該当しない法人（区分会計を行っていない法人）は、調査は以上で終了です。

問 11 費用について、事業所単位/事業単位の区分会計を行っている法人にお聞きします。

①複数の会計区分に属する職員（複数事業を兼務する職員等）がいる場合、その職員の人件費はどのように区分していますか。（該当するもの 1 つに○）

- | | |
|---|---|
| 1 | 職員の事業別勤務時間の割合等で人件費を配分し、各区分に計上している |
| 2 | 各会計区分の事業利用者数割合など、職員の勤務状況とは異なる指標を用いて人件費を配分し、各区分に計上している |
| 3 | 職員の勤務状況に関わらず、それぞれ人件費を計上する区分を 1 つに決めている（複数の会計区分に属する職員はいない） |
| 4 | その他（ ） |

②事業費（各事業で直接費消される経費）の会計区分への計上の状況について回答してください。（該当するもの 1 つに○）

- | | |
|---|--|
| 1 | 事業費はすべて各事業所/各事業の実際の消費金額を紐付けて各会計区分に計上している |
| 2 | 各事業所/各事業の実際の消費金額を紐付けできず、配分処理をしている事業費がある |

→「2」を回答した場合、配分処理をしている科目と配分方法を記入してください。

勘定科目	
配分方法	（利用者数割合、事業収入割合など具体的な費用配分方法を記入）

③事務費（本部経費、間接経費など各事業に直接かからない経費）、その他の費用について、事業所単位/事業単位の区分会計への配分方法を回答してください。それぞれの科目について、該当する方法を選んでください。（各科目それぞれ該当するもの1つに○）

※問 10③④で「事業所単位で把握可能」「各事業所の事業単位で把握可能」と回答した科目のみ、回答してください。

勘定科目		利用 実際 の 計 上 量 を 紐 づ く	配 分 利 用 者 数 割 合 で	建 物 床 面 積 割 合 で 配 分	職 員 人 件 費 割 合 で 配 分	職 員 数 割 合 で 配 分	事 業 所 ・ 事 業 別 収 入 額 の 割 合 で 配 分	そ の 他 の 指 標 に よ る 配 分
事務費	福利厚生費	1	2	3	4	5	6	7
	職員被服費	1	2	3	4	5	6	7
	旅費交通費	1	2	3	4	5	6	7
	研修研究費	1	2	3	4	5	6	7
	事務消耗品費	1	2	3	4	5	6	7
	印刷製本費	1	2	3	4	5	6	7
	水道光熱費	1	2	3	4	5	6	7
	燃料費	1	2	3	4	5	6	7
	修繕費	1	2	3	4	5	6	7
	通信運搬費	1	2	3	4	5	6	7
	会議費	1	2	3	4	5	6	7
	広報費	1	2	3	4	5	6	7
	業務委託費	1	2	3	4	5	6	7
	給食委託費	1	2	3	4	5	6	7
	清掃委託費	1	2	3	4	5	6	7
	送迎委託費	1	2	3	4	5	6	7
	手数料	1	2	3	4	5	6	7
	保険料	1	2	3	4	5	6	7
	賃借料	1	2	3	4	5	6	7
	設備器械賃借料	1	2	3	4	5	6	7
	土地・建物賃借料	1	2	3	4	5	6	7
	土地賃借料	1	2	3	4	5	6	7
	租税公課	1	2	3	4	5	6	7
	保守料	1	2	3	4	5	6	7
	渉外費	1	2	3	4	5	6	7
減価償却費		1	2	3	4	5	6	7
	建物及び建物付属設備減価償却費	1	2	3	4	5	6	7
徴収不能額		1	2	3	4	5	6	7
徴収不能引当金繰入		1	2	3	4	5	6	7
支払利息		1	2	3	4	5	6	7

前問で「その他の指標による配分」を回答した科目について、具体的な配分方法を記入してください。

勘定科目	
配分方法	

④貴法人において、会計区分間の繰入金、貸付金・借入金の処理（会計区分間の資金移動）を行っていますか。
（該当するもの1つに○）

- 1 会計区分間の資金移動はない

2 本部区分と他の区分間の資金移動を行っている（本部区分以外の区分間の直接取引はない）

3 各区分間で資金移動を行っている

「2」「3」を回答したところにお聞きます。各会計区分の収支均衡を目的とした繰入金などの処理を行うことがありますか。（該当するもの1つに○）

- 1 ある

2 ない

⑤貴法人では、会計区分別の決算を行っていますか。（該当するもの1つに○）

- 1 行っていない

2 行っている（会計区分別の決算データは法人内部のみで利用）

3 行っている（公表可能な会計区分別の決算資料を作成している）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

厚生労働省 平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス等事業者における統一的な
経営実態把握に関する調査研究
報 告 書

平成 31 年 3 月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第 1 部
〒530-8213 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号
TEL : 06-7637-1430
